

平成 29 年美浦村告示第 70 号

平成 29 年第 2 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 5 月 2 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 29 年 6 月 6 日

2. 場 所 美浦村議会議場

平成 2 9 年美浦村議会第 2 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	6 月 6 日	火	(開会) ○本会議 ・報告、質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願委員会付託
2	6 月 7 日	水	○総務常任委員会 (議案調査) ○厚生文教常任委員会 (議案調査)
3	6 月 8 日	木	○経済建設常任委員会 (議案調査)
4	6 月 9 日	金	○議案調査
5	6 月 1 0 日	土	○議案調査
6	6 月 1 1 日	日	○議案調査
7	6 月 1 2 日	月	○議案調査
8	6 月 1 3 日	火	○議案調査
9	6 月 1 4 日	水	○本会議 ・一般質問
10	6 月 1 5 日	木	○議案調査
11	6 月 1 6 日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、討論、採決 (閉会)

平成29年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成29年6月6日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第3号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について

(報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

(平成28年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

(平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(美浦村税条例の一部を改正する条例)

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村学校教育振興基金条例

議案第9号 美浦村収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

議案第11号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第1号）

（委員会付託）

請願第1号 「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願

請願第2号 「運転開始から40年を超えた東海第2発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書」の提出を求める請願

## 1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

## 1. 欠席議員

なし

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教 育 長	糸賀正美君
総 務 部 長	岡田守君
保 健 福 祉 部 長	秦野一男君
経 済 建 設 部 長	北出攻君
教 育 次 長	中澤真一君
総 務 課 長	吉田正己君
企 画 財 政 課 長	平野芳弘君
税 務 課 長	埜口哲雄君
住 民 課 長	武田すみ江君
福 祉 介 護 課 長	吉原克彦君

国保年金課長 鈴木章君  
上下水道課長 山口栄美君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 青野克美  
書記 木村弘子  
書記 糸賀一志

---

午前10時14分開会

○議長（沼崎光芳君） それでは、改めましておはようございます。

第2回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

---

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

平成29年度第2回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、美浦村行政の発展と地域の活性化に地域住民の先頭に立ち、美浦村行政の発展と地域の活性化に地域住民の先頭に立ち、ご尽力されておりますこと、心より感謝申し上げます。

この度、沼崎議長におかれましては、現在、茨城県町村議会議長会会長をされておりますが、去る5月30日に関東町村会議長会会長に就任されました。

期間は、ことし7月12日と短期間でございますが、お祝いを申し上げます。

その後は、全国市町村会議長会の監事に就任の予定でございます。

議長のますますの活躍をご期待申し上げます。

関東地方も今週には梅雨入りするとの気象予報が発表されましたが、議員各位には体調管理をされ、村政発展にご支援ご協力をお願い申し上げます。

国政では、特定秘密保護法に安全保障法制、審議中の共謀罪いずれも国民には安全のためと説明されると、自由や人権は主張しても後回しになることも考えられます。

北朝鮮の挑発にのめりこまない平和な外交を願いたいものであります。

美浦村では、3月26日に竣工しました地域交流館、みほふれ愛プラザが住民から少しずつであります利用され、認識されてきたように思います。

子育て支援の利用は、多い日で140名からの利用者があり、保護者の方々より好評をいただいております。

直売所に関しては、J A茨城かすみに指定管理をお願いしているところですが、まちづくり株式会社との連携で、新たに6次化産品を開発し、美浦村のイメージアップに取り組んでいただければと考えております。

オープンから2カ月を経過しましたが、年間の売り上げ目標が達成できる水準に近づいてきている状況であります。

また、5月から月2日間の予定で、大洗町の移動販売車による海産物の販売支援をいただいております、直売場の売り上げアップにも期待を寄せているところであります。

そのほか、美浦村と関連する自治体の協力をいただき、連携を強め各種イベントを開催しながら地域産品を提供できるように、J Aかすみさんとまちづくり株式会社をお願いしていきたいと思っております。

今月24日土曜日には、稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村で行う水防訓練が阿見町主催で行われます。

場所は、平和祈念館地先の大室地内で行われると思っておりますので、議員各位にも参加くださいますようお願い申し上げます。

本定例会に提出されました案件は、報告第1号から2号まで、繰越明許費繰越計算書について、平成28年度美浦村一般会計と平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計であります。

議案第1号、2号で専決処分の承認を求めることについて、美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例と、美浦村税条例の一部を改正する条例でございます。

議案第3号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてが1件、議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号 美浦村職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号 美浦村学校教育振興基金条例が1件、議案第9号 美浦村収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例が1件、議案第11号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第12号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第

13号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第14号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第15号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件の、17案件であります。

議員各位には適切なる審議をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

1 番議員 松 村 広 志 君

2 番議員 竹 部 澄 雄 君

3 番議員 葉 梨 公 一 君

以上、3名を指名いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から16日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から16日までの11日間と決定いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第3号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号 美浦村政治倫理審査会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村政治倫理審査会委員7名の方全員が、平成29年6月30日をもって任期満了となることに伴い、磯山貴洋氏、古渡和夫氏、増尾重治氏、木村威夫氏、小野木宏氏、宮本茂男氏及び浅野勝夫氏を引き続き再任し、任命することについて、美浦村政治倫理審査会条例第5条第3項の規定により同意を求めるものであります。

いずれの方々につきましても、人格、識見、豊かな方として、政治倫理審査会委員に選任いたしたく、議会のご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、個々の経歴につきましては、別紙資料を参照くださいますようお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度美浦村一般会計）から、日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計）までの報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号、第2号について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 平成28年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

昨年の第4回美浦村議会定例会において、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第7号）及び本年の第1回美浦村議会定例会において、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第8号）により計上を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源を確保しましたので報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、通知カード・個人番号カード関連事務につきまして、予算計上額と同額を繰り越しており、財源につきましては、全額が国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金となっております。

次の臨時福祉給付金給付事業につきましては、設定額5,322万円に対しまして3,097万2,000円を繰り越しており、財源につきましては、全額が国庫補助金の臨時福祉給付金等給付事務費補助金及び臨時福祉給付金事業費補助金となっております。

臨時給付金の給付につきましては、受付を3月6日から支給決定を行っておりますので、3月中に支給決定を行った給付費と、3月までの受付事務関連経費を除いたものを平成29年度へ繰り越しております。

続きまして、報告第2号 繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）において、地方自治法に基づき、3月の定例議会におきまして議決をいただいております繰越明許費について、繰越計算書を地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

財源につきましては、未収入特定財源のうち国庫支出金で1億4,400万円及び村債の1億4,400万円となっております。

以上、報告第1号 平成28年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第2号 平成26年度美浦村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 報告第1号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 次に、日程第5 報告第2号の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）から日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）までの2議案を一括議題といたします。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号及び第2号の専決処分の承認を求めることについて、一括ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村国民健康保険税条例の改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

この専決処分を行った美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、地方税法等に準ずる本村美浦村国民健康保険税条例に改正が生じ、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

それでは内容についてご説明を申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正の第23条につきましては、低所得者世帯の国民健康保険税の減額措置対象世帯を拡大するため、軽減判定所得の算定方法を変更するものであります。

本村の国民健康保険税は4方式で算定した合計額を課税しております。

低所得者世帯については、被保険者均等割、世帯別平均割について世帯の所得と国保加入人数により7割・5割・2割の軽減措置があります。

その判定に用いる被保険者に乗じる金額を、5割軽減は26万5,000円から27万円に、2割軽減は48万円から49万円に変更するものです。

また、この条例は平成29年度分以降の国民健康保険税について適用するものでございます。

続きまして議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項に基づきこれを報告し、ご承認をお願いするものであります。

内容につきましては、次のページから19ページをお開きいただきたいと思います。

この専決処分を行った美浦村税条例の一部を改正する条例につきましては、経済の成長力を底上げすべく、税負担軽減措置等の整理合理化等を図るために改正された地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されること等に伴い、美浦村税条例の一部に改正を生じたため、専決処分を行ったものであります。

当該条例改正における個人住民税の改正につきましては、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定整備の改正と上場株式等の配当所得や譲渡所得割にかかわる住民税の課税方式が選択できることが明確化されたことに伴う改正及び優良宅地の造成等にかかわる、長期譲渡所得の課税特例について、適用期限が3年間延長されたことに伴う所要の改正となっ

てございます。

また、法人住民税では、引用条項の変更や増額更正など文言等の変更に伴う規定の整備等の改正でございます。

次に、固定資産税では、被災代替償却資産にかかわる固定資産税の特例措置や被災市街地復興推進地域の特例措置の拡充、また、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションにかかわる税額の按分方法についての改正に伴う申し出についての規定と、耐震改修が行われた長期優良住宅等に対する固定資産税の減額申請書等の記載要件の整備の改正と、保育の受け皿整備促進のため企業主導型保育事業にかかわる特例措置の創設並びに家庭的保育事業等の特例措置への「わがまち特例」の導入に伴う改正でございます。

軽自動車税では、平成28年度末で期限が終了したグリーン化特例について適用期限が2年延長されたことによる改正と自動車メーカーによる不正に伴い納付不足が生じた場合における賦課徴収の特例が設けられたことによる改正でございます。

その他の改正につきましては、肉用牛売却所得の課税特例措置の適用期限が3年延長されたことに伴う改正と「わがまち特例」にかかわる引用条項の変更に伴う規定の整備等の改正でございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対象分につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

以上、議案第1号及び第2号の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（美浦村税条例の一部を改正する条例）の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例から日程第19 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第4号から議案第15号について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第4号からご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号の施行日が平成29年5月30日に確定したことにより、引用条文の条ずれが生じ、改正となるものであります。

続きまして、議案第5号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、地域住民の福祉を増進する目的をもって、住民の使用に供するために設けられた公の施設が反社会的集団である暴力団等の利益を図り、組織の維持発展の目的のために使用されることを防止するため、平成16年に制定されたものです。

今回の改正につきましては、本年3月に、「地域交流館みほふれ愛プラザ」がオープン

したことに伴い、当該条例の第3条に第22号として、「地域交流館みほふれ愛プラザ」を追加するものであります。

続きまして議案第6号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

本案は、児童福祉法の改正による人事院規則が平成29年3月31日に公布され、一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第7号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例、議案第8号 美浦村学校教育振興基金条例につきましては、関連する議案となっておりますので一括してご説明申し上げます。

美浦村通学交通基金につきましては、平成20年第1回定例会において、旧龍ヶ崎スクールバス運行資金の残金1,841万7,647円を原資として、本村高校生の通学に関する事業の実施に必要な財源に充てるため設置をいたしております。

この基金の活用につきましては、平成22年度にJRバス関東株式会社が運行する木原・龍ヶ崎間の路線バスが廃止となり、龍ヶ崎方面高等学校保護者会通学バス運行委員会に対して、高等学校通学バス補助金117万4,900円の交付を行っております。

そのほか、毎年利子の積み立てを行っております。現在の基金残高は1,745万1,957円となっております。

今後の基金の活用につきましては、活用の範囲が限られており、予定はございません。

このような状況の中、議会からも有効に活用するための提案等がありましたので、学校教育の振興を図るための学校教育振興基金を設置するものでございます。

議案第7号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

現行の条例第3条の基金の処分では、第1条目的に高校生の通学に関する事業の経費の財源に充てる場合のみ処分することができる、となっております。

現行の条例のままでは、目的外の処分はできませんので、基金の積替えを行うため、村長が必要であると認めるときに処分できるよう、第3条の処分に第2項を追加いたします。

続きまして、議案第8号 美浦村学校教育振興基金条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、学校教育の振興を図るための学校教育振興基金を設置するもので、附則により、美浦村通学交通基金条例を廃止するものとなっております。

なお、議案第15号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第1号）により、歳入で、美浦村通学交通基金の残高見込み額を全額繰り入れる予算を計上し、歳出で繰り入れた全額

を、美浦村学校教育振興基金への積立金を計上いたしております。

以上、議案第7号及び議案第8号についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第9号 美浦村収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

本基金は、一般旅券発給事務等にかかわる収入印紙及び茨城県収入証紙の売りさばき事業を行うことにより、村民の便宜を図るために設置したものでございます。

当該条例の改正につきましては、基金を有効に運用できるようにするため、美浦村収入印紙等を購買基金条例の一部を改正するもので、今回の改正の主な内容としましては、第2条基金の額に、第2項並びに第3項を加え、さらに繰替運用及び処分の条項を新設するものでございます。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第10号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、昨年度に引き続き、幼児教育の無償化に向けた取り組みの段階的推進に対する措置が講じられたため、条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、低所得世帯における多子世帯等及び母子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担額の上限額にかかわる特例措置に対して、利用者負担額の一部の減額を行うものであります。

続きまして、議案第11号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、第10号と同様に、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、多子世帯等及び母子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担額の上限額にかかわる特例措置を拡充する等の措置が講じられたため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第12号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであります。

続きまして、議案第13号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第14号 美浦村指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、関連がある議案となっておりますので、一括してご説明申し上げます。

34ページから58ページとなります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための、関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、平成28年2月5日に公布され、平成28年4月1日に施行されております。

この省令は通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数未満、19人未満ですね。

のものを、新たな地域密着型サービスである地域密着型通所介護として位置づけるものであります。

また、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に係る厚生労働省令が一部改正されております。

この省令は、さきの省令に関連するものですが、不備のあった箇所を修正する改正が行われたものです。

ただいま申し上げました2省令の改正内容を反映するため、関係する2条例について一部を改正するものであります。

続きまして、議案第15号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書60ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ4,898万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億198万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成29年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で、早急な予算措置が必要になったもの、及び地方創生推進交付金活用事業につきまして、計上いたしております。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、健康づくり計画策定業務委託料の追加をお願いしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

66ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費で、車両等の出入りを可能にするための外周門扉改修工事94万円の計上をいたしております。

次に企画費では、地方創生推進交付金を活用したミホー・アフター事業費で総額1,040万6,000円の計上をいたしております。

内訳としまして、アンケート実施等により、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用に向けた、村民のニーズを検証するための業務委託料590万8,000円の計上をいたしております。

次に、国道125号バイパスの阿見町との境界、国道125号の稲敷市との境界への、村界サインの設置工事費として352万6,000円の計上をいたしております。

最後に、備品購入費で、美浦村マスコットキャラクター「みほーす」の改良版着ぐるみ購入費として97万2,000円の計上をいたしております。

なお、この事業につきましては、補助率2分の1の地方創生推進交付金520万3,000円が財源となっています。

次に、学校教育振興基金費では、議案第7号及び8号でご説明いたしましたが、美浦村通学交通基金からの学校教育振興基金へ基金の積替えに伴い、美浦村通学交通基金の残高に今年度の利子分を見込み1,745万6,000円の積立金を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

児童福祉費の児童福祉総務費では、地域型保育事業費で、当初予算編成後に0歳児の事業所内保育所の利用申請があったため、給付費266万円の増額補正をお願いしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予備費では、新規事業として、健康づくり計画策定事業費133万6,000円の計上をいたしております。

第2次健康づくり計画は平成25年度に策定し、計画期間は平成26年度から平成30年度までとなっており、通常ですと平成30年度に第3次計画の策定に取り組むこととなりますが、策定の取り組み開始時期を今年度からとしたため、今回の補正予算に事業費の計上をいたしております。

なお、健康づくり計画策定業務委託料につきましては、契約期間が平成30年度末を予定しているため、冒頭で申し上げましたが、債務負担行為の追加をいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

非常備消防費では、消防団運営費で、平成28年度自治消防団員退職者29名分の退職報償金1,005万8,000円の増額補正をお願いしております。

長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第であります。

続いて、教育費について申し上げます。

教育総務費の事務局費では、短時間労働者に対する、厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大によってなったことに伴い、事務局経費で中学校の非常勤講師の社会保険料39万8,000円、T T配置事業費で、ティームティーチング講師の社会保険料138万2,000円、

生活介助員配置事業費で生活介助員の社会保険料84万円の計上をいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

次に、社会教育費の社会教育総務費では、地区公民館補助事業費で、二つの地区から地区公民館修繕等補助金の申請があり、108万2,000円の計上をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前に戻っていただき、65ページをお開きいただきたいと思います。

65ページです。

初めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫支出金の民生費国庫負担金では、歳出の民生費でご説明いたしました地域型保育事業費の財源としまして、子どものための教育・保育給付費負担金110万3,000円の増額補正をいたしております。

次の総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金で738万3,000円の増額補正をいたしております。

この補助金の内訳としまして、歳出の総務費でご説明いたしましたミホー・アフター事業費1,040万6,000円に対して、520万3,000円と、当初の予算に計上しています競走馬の里（美浦村）PR事業費の一部に対して30万5,000円、産業文化祭事業費の産業文化祭補助金に対して、187万5,000円となっております。

次に、繰入金について申し上げます。

財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、1,183万1,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2億5,130万5,000円といたしております。

次の通学交通基金繰入金では、美浦村通学交通基金から学校教育振興基金へ基金を積みかえるため、通学交通基金残高見込み額の1,745万5,000円を一般会計に繰り入れるための増額補正をいたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、退職消防団員に対する報償金としまして、1,005万8,000円の増額補正をいたしております。

以上、議案第4号から議案第15号について一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長続いての提案理由の説明大変ご苦労さまでした。

---

○議長（沼崎光芳君） 5月25日までに受け付けました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託をいたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしく願いをいたします。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれにて散会といたします。  
ご苦労さまでした。

午前11時03分散会

平成29年第2回  
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成29年6月14日 開議

一般質問

飯田 洋司 議員  
山崎 幸子 議員  
竹部 澄雄 議員  
岡沢 清 議員  
松村 広志 議員  
林 昌子 議員  
椎名 利夫 議員

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	岡田	守君
保	健	秦野	一男君
経	済	北出	攻君
教	育	中澤	眞一君
総	務	吉田	正己君
企	画	平野	芳弘君
財	政		
課	長		

福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	糸 賀 育 代 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
学 校 教 育 課 長	菅 野 眞 照 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書 記	木 村 弘 子
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから平成29年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番議員飯田です。

通告書に従い、質問したいと思います。

大山スロープの安全について、質問します。

資料のほうをお願いします。

資料のとおりですね、これから霞ヶ浦のマリンスポーツが盛んになるシーズンでございますが、4月にですね、23日、29日と水難事故がおきまして、残念ながら1名の方が亡くなられ、3名の方がけがをいたしました。

この現状を考えますとですね、早急な安全対策が必要かなと思っております。

また、私も議会で大山地区のスロープについて安全対策、ごみの問題、騒音の問題等々質問してまいりました。

安全対策について一つの提案なんですけれども、国交省管理内の看板掲載という形はすぐ時間がかかりますので、大山地区、占有地もそうですけれども地区内、大山占有、村内の地区内において、看板などをあげていただき安全対策を早急に進めていただきたいと思いますのですが、その件について質問をしたいと思いますので、お伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

ただいまの飯田議員の質問にお答えを申し上げます。

ただいま議員おっしゃってございましたようにですね、霞ヶ浦でのマリンスポーツによる水難事故につきましては、ただいまの質問にございましたように、ことし、既に1名の方が命を落とされております。

これから夏期を迎えることから霞ヶ浦を利用する方の水難事故等の発生が増加すると考えており、予期せぬ水難事故等から人命を救助するには、迅速な心肺蘇生等が必要不可欠だと考えてございます。

ご指摘のありました利用者等の安全対策といたしましては、国土交通省より借用しております大山地区水防拠点に、AEDの屋外設置を現在、検討をさせていただいております。

この資料にございますが、これはイメージでございますが、設置場所につきましては、1番目に触れることから利用者用トイレの前を考えております。

屋外にAEDを設置することにより、スロープ等の利用者が救急車等の到着前に、迅速かつ的確な人命救助が行える状況を提供することにより、1人でも多くの利用者の尊い生命を守り、安心して利用できる環境を整えることが必要だと考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 総務部長、大変すばらしい資料をつくっていただき、これもひとえにICT随分進んでいるなと思います。

前向きなご答弁本当にありがとうございます。

こういった形でねAEDをつけていただけましたら、やはり利用者の皆さんもね安全に対してのモラルは随分向上するのかなと思っております。

現在もですね利用者の皆さん小グループですけども、稲敷警察署と地元の方と一緒に騒音問題とか、ごみ問題、そして安全問題に対してチラシを作成して配布している。

ということを今現在やっております。

このAEDで、ますます安全に対して、そして地域のいろんな形のローカルルールに対しても大きく貢献するのかなと思っております。

また、ご検討いただいてこういう形で設置するという具体的な資料も出していただき本

当にありがたいと思っております。

これからシーズン入りとなりますけども、今後、今シーズン事故がないように行政そして地域とそして利用者の皆さんと稲敷警察署、お互い協力し合いながら進めていっていただきたいなと思っております。

次の質問ですが、国よりですね今の写真の右側入ってますけども、防災拠点というものを平成25年度以降占有という形で村が管理運営しております。

国交省からですね、この先の大山スロープの占有もしくは管理移譲っていう形でいつごろ、そういう形になるのかお伺いしたいと思っておりますので、ご答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） 飯田議員からのご質問にお答えを申し上げます。

大山スロープの村への管理移譲の時期については、というご質問でございますが、このことにつきましては、昨年も同様にご質問をいただいているところでございます。

ご質問に対しまして、管理者である国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所との協議を進めていくとともにですね、バスボートやジェットスキーなどのウォータースポーツ関係者や、それを生業とされている方々、また、漁業関係の方々、そして、特にですね地元住民の方々のご理解が何よりも重要なこととありますことから、ご理解を得られるようにですね、協議をしてみたいと、させていただいているところでございます。

このようなことから、まずですね、最初にスロープの安全な利用と防犯の観点から、稲敷警察署の主催によります、「大山スロープにおける健全な活用方法等の推進を協議するための会合」に参加し意見交換をさせていただいたり、関係各所との情報交換及び対策協議等を行ってきたところでございます。

稲敷警察署主催により開催してきました協議につきましては、今後ですね、村主催の協議会を立ち上げ、霞ヶ浦の中でも大山スロープは貴重な区域でもありますことから、安全に、そして秩序ある形で利用していただくために引き続きですね、霞ヶ浦河川事務所並びに稲敷警察署と連携を図り、利用される関係者の方々と地域住民の方々との意見交換を重ねまして、よりよい利活用とですね安全な管理の方向を見出していきたいと考えております。

また、地域住民との摩擦や利用者間のトラブルが発生しないように、本村といたしましても対応できるところはしっかりと対応を行い、引き続きですね利用関係者の方々や地域住民の方々とのトラブル防止に努めるとともに、利用者のマナーの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、飯田議員のご質問にお答えをいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁前々回にも何度も質問しましたけれども、初めてですね、答

弁の中で今後、村主催の協議会を立ち上げるというようなことを、答弁いただきました。  
本当にありがとうございます。

前々回はこういうような言葉もなかなか出なくて、私もやきもきしましたけれども、これで一步、進んでくるのかなと思っております。

時期については、相手のあることですので進展次第ということで早急に進めていただきたいなと思っております。

この地区がですね、日本全国でナンバーワンのエリアとなるように地域住民、稲敷警察署そして本村と力を携えて世界一、日本一というような形で水難のないような早急な対応をしていただきたいなと思っております。

次にですね、ICT環境をもっと深化を、今まで4年間で進めてきましたけども、もっと深くですね、進めていただきたいなということで質問します。

本村の持っているICT環境をもっと利活用できないのか。

タブレットを導入して早4年、ペーパーレスも議会全員協議会、自治研究会、各常任委員会、教育委員会、村内各課のペーパーレスはほぼ、当初予定どおり進んできているのかなと思っております。

4年たってきて随分4年前、皆さんと一緒に講義を受けて、あれがわからないこれがわからないと、すったもんだしましたけども、今、14名全員ですね、メールを開けてメールの返事をし、そして、きょう、このように一般質問の通告書、これも14名の内6名から7名くらいはウェブで申告しております。

そのぐらい、タブレットICTに関しては進んできているなと思っております。

また、5月26日に第12回ですね大洗町議会の方が14、5名ですか、できました交流館の2階で視察研修ということで2時間ほど視察をした経緯がございます。

それでですね、資料をちょっとお願いできますでしょうか。

せっかく本村がですねこれほどICTが進んでいる、全国的にも、まして茨城県内でもですねこれほど進んだ行政体というのはありません。

ぜひですね、新聞に載ってるようにですね「住民サービスに仮想通貨技術」これ、すごくここ何年かで進んできておりますので、こういった形で近隣のかすみがうら市では、ここの夏からですね計画して進めているようでございます。

この取り組みについて、村ではどの程度把握しているのか、お伺いしたいと思いますのでご答弁のほうよろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまの飯田議員のですね「ブロックチェーンを活用した地域ポイント制度による地方創生の取り組み」についてというご質問にお答えをいたします。

かすみがうら市でこの夏から取り入れるようだが、ということでございますが、最初に

ですね、この「ブロックチェーン」というものにつきまして、簡単にご説明をしたいと思います。

ブロックチェーンとは、インターネット上でやりとりされる仮想通貨の根幹をなす技術でございます。これまでお金の取引にかかわるデータは「中央管理型システム」と呼ばれる、金融機関などが巨大なコンピューターシステムで管理するものでございました。

これに対しましてブロックチェーンは、「分散型台帳」とも呼ばれ、特定のですねサーバーに書き込むかわりにネットを通じて行われた金融取引のデータはネット上に保管され、全ての利用者が確認でき、大勢の利用者がデータを共有するため、改ざんされにくいとされております。

中核的なサーバがないため、大規模な障害につながりにくいという点ですね、巨額のシステム投資がないため低コストでサービスを実現できることも特徴とされております。

ブロックチェーンという名前の由来はデータの保管方法にあるようでございまして、取引データは、一定の量ごとに「ブロック」と呼ばれる塊としてネット上の台帳に保管され、この「ブロック」を鎖のように連続して記録していく形態からブロックチェーンと呼ばれているようでございます。

次に、かすみがうら市での取り組みということでございますが、この取り組みにつきましては、ことしの夏から導入する予定でありまして、報道によりますと、自治体によるこうした取り組みは全国で初めてというようなことでございます。

かすみがうら市で計画しておりますものの仕組みといたしましては、市が開催しますサイクルイベントや健康づくり事業や子育て支援事業に参加しますと、1回当たり数十円から数百円分のポイントがつき、たまったポイントは、市内の飲食店や小売店などで割引として利用でき、さらに、地域内での消費を活発にするため、使用期限を決め、早く使えば使うほど利用できる額が大きくなるようにするようでございます。

店舗は、ポイント分のお金を市から受け取るというものとなっており、その一連のポイントの受け渡しをブロックチェーンというアプリケーションを追加したスマートフォンで行うようでございます。

ブロックチェーンを導入することで多額の費用をかけずに地域ポイント制度を構築できるメリットがあり、スマートフォンで容易にですねポイントの受け渡しもできることから、ポイント利用に弾みがつき、経済波及効果も大きいと見込んでいるようでございます。

予算につきましては、システム構築に役200万円、運営費で約500万円、ポイント分として約300万円の合計約1,000万円を見込んでいるようでございます。

以上、本村で把握しております状況につきましての答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） なかなかブロックチェーンと言っても、なじみがない言葉ですので、この金融システムのアプリケーション、そしてセキュリティーとかっていう問題は、

説明するとめちやくちや難しくてですね、質問してる私もちょっと、勉強はしたんですけどもなかなか把握できずにおります。

とにかくセキュリティー上もですね、これからのタブレットをスマホ時代に向けてですねこういったソフトができ、そして、利用の都市銀行あたりも、現実去年から仮想通貨をつかって運営しているようでございます。

以前にもですね同僚議員が健康、村のイベントなどでカードによりポイントをつけてですね活性化をしようかというような質問もしたと思っております。

また、過去に我々議員、皆さんで研修視察してきたところですね健康のウォーキングもしくはマラソン大会、サイクリング、ツーリングとか各市で催してるイベントに対してですね、これもやはりポイントをつけて、これもアナログ的でカード、会員がカード登録してカードにポイントを入れると、そのポイントを地域の商店とかいろんなサービスに対して協力してくれているところでそのポイントを使うと、地元も潤いますし消費者もう潤って、お互いにグリーングリーンだなという形で進めているところが四国にあったと思いません。

これも全国的に徐々に徐々に広まってきているサービスかなと思っております。

これらのいろんなサービスですね、前回にも母子手帳ですか母子電子手帳、これもやはりスマホを利用した現在のアナログの紙ではなくてデジタルのソフトを利用してですね情報共有という形でやってみたらどうかという形で質問しましたけれども、こういったいろいろなものですね、このポイントを導入することによって基盤ができてきます。

基盤ができて、一度には全部は難しいけども、一つずつですね、福祉もしくは、生涯学習、何でも結構です。

できると思っております。

そしてですね、今現在かすみがうら市で検討し進めていますけれども、本村はこのシステムもしくは取り組みについてですね実施するのか、そういった考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思っておりますので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

美浦村としての取り組みについて、どう考えるかということでございます。

まず、この取り組みをメリットとデメリットから考えていますと、メリットとしていたしましては先ほど申し上げましたように、自治体側といたしましては、データの改善などがしにくいシステムを多額の費用をかけることなく導入でき、地域経済の活性化が図れることがあります。

また、利用者側としましては、現在は、スマートフォンで買い物支払いができるような時代でございますので、ポイントカードやスタンプカードで行われております地域ポイントがスマートフォンで使えるようになれば、地域ポイントを活用してみようという機運も

高まることが考えられるわけでございます。

一方で、デメリットを考えてみますと、システム全体といたしましてはブロックチェーンは、将来的には地域ポイント制度や地域通貨、または電子クーポンなど価値の流通やポイント化に大きな期待ができるものではありませんが、今現在、その技術が直ちに社会のインフラとして活用できる状況にあるのかという不安もございます。

また、2014年に「マウントゴックス」で115億円相当のビットコインが消失したという事件が起きておりまして、最終的には社長の横領であったようでございますが、いかに仮想通貨というものが怖いものなのかを日本中に拡散した事件となっております、そのようなことにより、仮想通貨に不安を抱く人もいるのではないかと考えられます。

さらに、本村での利用として考えましても、スマートフォンを持たない人、特にですね高齢者はスマートフォンの保有率が低く、公平性を保つためには何らかの代替措置が必要になるかと思われまして、ポイントが与えられるイベントが少なかったり、ポイントを使える参加店が少なかった場合、ポイントを貯めようという意欲がわからないのではないかとというような問題もございます。

次に、今後このような取り組みを行う考えはあるかというご質問でございますが、これまで申しましたことに加えまして、ポイントがもらえるイベントに参加できない住民に不平等感を与えないためにも、全村民が等しくポイントがもらえる機会を与えられるように、イベントを開催しなければならない難しさやポイントが使われる店舗においても、スマートフォンによるポイントの受け渡しを指導しなければならないこと、また、細かいでございますが、大型のスーパーで使用する場合には各レジにスマートフォンを備えなければならないか、または、サービスカウンターに立ち寄っていただくようになるのではないかと、様々な懸念がございます。

ただいま申し上げました懸念は、一つ一つ時間をかけて解決していけば不可能なことではございませんが、これまで申しあげましたことを踏まえまして、本村といたしましては、ブロックチェーンを活用した地域ポイント制度による地方創生の動向を注視しながらも、直ちに導入するということは考えにくい状況にあるのかなと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 部長のおっしゃるとおりで多分、かすみがうら市でも一応、今立案して予算をつけ計画実行の段階になってると思います。

いろんな問題、総合的に考えますと一つずつ潰していかないと、この事業なかなか先へ進まないなと思っております。

部長の答弁で、本村として直ちに導入することは難しいと考えているということがわかりました。

私も本村導入は、時期を見て様子を見てからでもいいかなと思っております。

ただ、現在の仮想通貨の状況は、その時点よりも、2014年ですかそれから3年たっておりますけども、市場規模でもですね無視のできない大きさになっております。

多くのサービスが利用できるようになってきております。

これから、社会のインフラの一つに大きな一つになるのかなと思っております。

本村もボランティア、健康活動、いろいろな本村への貢献にポイント制度が賦課できれば、活性化などに大変役立つと思われまますので是非、直ぐにはではなくても結構ですけども、ICT先進地の美浦村でございますので、今後もこの取り組みを研究していただき、本村の地方創生に役立てていただけたらなと思っております。

次の質問に移ります。

全くこれとほぼ、タブレットを使うことでは同じなんですけども、以前にも質問しました。

本村独自のタブレット限定での無料配布実証実験など質問しました。

スマートフォン、タブレット等のない住民へ配布し、防災や防犯、高齢者福祉と健康づくり、子供育成、教育関係、そしていろいろな情報を配信など、前回質問した電子母子手帳ですか、それにも使えると思います。

ほかにも高齢者の薬手帳とかね、薬の先発後発、以前にも質問しましたけども、なるべく先発じゃなくて後発のものを使ってやってくださいというような形で以前にも同僚議員が質問しましたけども、そういったもの、当然増大してきますので、国保、老人、介護保険の歳出減にも大変役立つツールかと思っております。

まず、初めにですね、配布物のペーパーレス化に利活用してはどうかということで、質問します。

現在のアナログからデジタルで経費節減は議会で、4年間実施しましたけども、経費節減、合理化、情報共有という形で実証してまいりました。

この問題について前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今日、ICTの進展によりまして、ライフスタイルが変化をしてくれてございます。

以前に、飯田議員から同様の内容の質問をいただきましたが、そのときお答えしたその総務省で取りまとめている平成26年度版の情報通信白書で、携帯電話の世帯保有率が94.8%であったものが、その2年後には95.8%とわずか1ポイントの上昇でしたが、スマートフォンは62.6%であったものが72.0%と2年間で実に9.4ポイントも普及が進んだ結果となってございます。

そのため、以前にもご質問いただきました。

スマートフォンの配布等ございますが、これにつきましては、保有率が急速に高まっている中でございますので、公平性が確保できなくなることが懸念されますし、通信料は、

誰が支払うのかという問題が生じてまいります。

電子媒体を用いた情報提供には、即時性などの特徴がある一方、情報リテラシー、世代間格差などのデジタル・ディバイドの問題がございます。

これらを補完する意味でも、紙媒体での情報提供は続けていく必要があるものと考えております。

東日本大震災時におきましては、発災後からその翌月にかけて、新聞折り込みを計5回行うなど、紙媒体においても即時性を持った情報提供を行うなど、柔軟な対応をとってきた実績もございます。

このような状況を考慮し、多様な情報伝達手段を利用し、住民の皆様には情報を確実に配信していくよう努めてまいります。

具体的に申しますと、広報みほはもちろんのこと、美浦村公式サイト、防災・防犯ウェブやメール配信、フェイスブック、ツイッターなどでございます。

このほか、本年3月に開館をいたしました。

「地域交流館みほふれ愛プラザ」におきましても、既設のサービスでございますが、M I H O W i - F iでのインターネット無料開放を行っており、全館において、インターネットを利用できる環境を整えてございます。

また、子育て支援センターの入り口付近にはその日の行事等を案内するデジタルサイネージ、これについては、役場本庁舎ロビーでも同様のサービスを提供してございます。

本村といたしましては、近年の財政状況を鑑み、コスト削減のため、議員の皆様にご協力をいただきながら、ペーパーレス化を進めておりますが、このように多様な情報提供の手段を維持しつつ、さらにその手段をふやすことによって、住民の皆様には確実に情報が到達するよう進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

以上、飯田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

少しずつですね、ペーパーレス化へ進んできている現在進行形ですが、この事業がですね本当に運営できれば、全国からですねタブレット視察以上にですね視察に来てくれることは間違いないかなと思っております。

国も、平成31年目指してマイナンバーをもっと浸透するという形で今後、各地方自治体に圧力をかけてくるのかなと思っております。

この事業はですね、本当に全国的に見ても先進的な事業ですので、これから日本を代表する地方自治体の見本となるということが想像できます。

国、県の協力をお願いしてですね本村が進める事業をバックアップをしていただければですね、全国でも初めての先進的な村になります。

財政的な大きな問題はありますが、教育関係の一斉配信メールの経験と現在の普及率配信率を考えればですね、これ平成26年でございますけども、それからもう3年たっております。

もう少しスマホの普及率も上がってきているのかなと思っております。

100%に近づきつつありますけども100%にならないと思いますけども、ほぼ、大体の形で全住民、村民の皆さんがスマホ、そういうもの持っていただけるのかなと思っております。

限定で無料配布という形でやってもですね、そんな大きな数、コストがかかるものではないと思っております。

それをすることによって、日本でもですね、日本一低コストで運営できる地方自体が茨城県的美浦村であるということで宣伝もできるのかなと思っております。

ぜひ、これらの研究をですね執行部の皆様、課をまたいでしていただいてですねお願いして、ぜひ、実施できるように準備だけはしておいてほしいなと思っております。

続いて資料をお願いします。

これもやはりICT関係なんですけれども、現在、アナログで本の貸し出しを小学校、中学校、そして公民館とやっておりますけども、電子書籍は日本でも各自治体で実施しているところがございます。

この新聞はですね大学の教授が、実証実験という形で電子書籍を実施したものでございます。

実証実験という形でもいいですけども、学校図書、公民館図書においてですね、同時に複数の方が利用できる、1冊の電子書籍でですね、同時に10人、20人とか多少制約がございますけども同時に借りることができます。

本村もですね、蔵書の一部を電子化してはどうかということでも本村の対応を伺いたいと思いますので、ご答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤真一 教育次長。

○教育次長（中澤真一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

公共図書館における書籍の電子化は、県内では「龍ヶ崎市立中央図書館」を始め5館で導入されております。

仕組みといたしましては、電子書籍に対応する電子システムを導入し、貸し出し希望者に電子媒体で貸し出すこととなります。

現在の図書室のシステムと連動させた上での対応となります。

費用的には、システムで連携の初期経費として244万円、年間の経常経費として66万円、その上で、電子書籍代、業者によって差はありますが、例えば、100冊で約50万円程度の費用がかかります。

また、1タイトルで貸し出し可能な人数、つまりライセンス数は業者により差があり、

決まっております。

また、いわゆる「最新作」は、著作権の関係で図書館貸し出し用はすぐに電子書籍化はされておられません。

現在の公民館図書室、学校図書室の利用は堅調に推移しており、また、利用傾向としましては最新作が多く利用されております。

以上のことから、現時点ではこれまで通り、利用者のニーズを捕捉しながら紙の図書を購入し、当面電子書籍の導入は行わないこととさせていただきます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

現実にはですね、電子書籍化、著作権の問題もあつたりとなかなか進んでいない。

そして、現実はその電子書籍化の書類を見ますとほとんど古いものばかりでございます。なかなか時間がかかるのかなと思っております。

Amazonさんがやっておりますけども、これはやはり、Amazonさんの多分影響はあると思います。

もっと早く電子化に向けてAmazonさんのほうも力を入れてくると思いますので、もっと早い時期にですね料金のほうも安くなりそして、貸し出すタイトルも今の5倍10倍という形でふえてくると思いますので、当面、導入は行わないという答弁でありましたが、当然、時代の流れは早いですから、ぜひ次長、研究のほうは怠らずにですねいい条件で導入できれば、格安でね導入できれば、ぜひ、導入していただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

大山払い下げ地の開発について質問します。

資料をお願いします。

大山払い下げ地のですね写真を資料提出したんですけど、ちょっとミスで出ないようでございますので大山病院跡地……映りました。

今現在の1週間くらい前の写真だと思います。

煙突があって右のほうに、今開発している125号バイパスですか、交流館の前の道路の残土を今、大山払い下げ地のほうにですね目標としては1万1,000立米くらいをここに運んでっていう形で今現在、進んでおります。

今後ですね、大山地区4町歩くらい4万平米ですか、ございますけども、これは以前にも質問しておりますけども、今後の進捗状況などを伺いたいのでご答弁のほうをよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員の質問にお答えを申し上げます。

大山病院跡地でございますが、現在、病院建物右側フェンスの樹木の伐採、抜根作業は

完了をしてございます。

そのため、今回の補正予算で計上をさせていただいておりますが、現在のフェンスの門扉を、トラックや重機が入れ伐採した樹木の搬出ができるように幅4メートルに改修をしたいと考えております。

病院建物側フェンス内の伐採は江戸崎地方衛生土木組合に依頼し、7月以降に実施をする予定でございます。

また、これも今回の補正予算で計上させていただいておりますが、ミホー・アフター事業費で分院跡地活用に向けた住民ニーズ検証を実施していきたいと考えております。

この中では、全村を対象とした住民アンケート並びに隣接地区を対象といたしました住民懇談会を実施し、村民及び隣接行政区の住民が、どのようなご意見をお持ちなのかを把握いたしましたして、今後の構想の参考にしたいと思っております。

さらに、一般の方々に現地を見ていただく内覧会のほうも開催をしたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に、2年3年前の質問の答弁を考えると、随分進んできたなと思っております。

また、内覧会、ミホー・アフター事業、そしてアンケートと、幅広い施策をしていただき本当にありがとうございます。

これから、いろいろと準備計画大変でしょうけども、とにかく夢のある開発をお願いしてですね、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員、山崎です。

通告書に従い、おたすけ隊について質問いたします。

平成25年第1回定例会において、高齢者世帯の人たちをサポートするためのおたすけ隊の立ち上げを検討したらどうかとの質問をしたところ、同年9月よりおたすけ隊を発足していただきましたこと、大変感謝しております。

そこで、そのおたすけ隊についてお尋ねいたします。

現在のおたすけ隊の活動状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） ただいまの山崎議員の質問にお答えをいたします。

おたすけ隊につきましては、議員の提案をきっかけに75歳以上の高齢者世帯や要介護、

要支援世帯、そして障がい者世帯などを対象にワンコインで請け負う業務を平成25年9月よりシルバー人材センターにおいて発足し活動しております。

おたすけ隊員については、当初8名で始まり現在2名で業務を行っております。

まず、その活動状況について年度別にお答えをいたします。

平成25年度には14件、平成26年度には17件、平成27年度には6件、平成28年度には1件の申し込みがあり、作業の内容としては買い物代行、精米等の依頼でございました。

続いて、参考にしました水戸市の状況を見てみますと、平成25年度には1,219件、平成26年度には1,641件、平成27年度には1,839件、平成28年度には1,328件の受注でした。

作業の内容としては、毎朝のごみ捨ての依頼がほとんどであると伺っております。

そこで結果を見ますと、美浦村と水戸市を比較してみた場合においては、本村では、短時間での軽作業利用実績が少ないことが見られます。

その要因については、農村部と都市部における生活環境や社会環境の違いがあると思われませんが、現在のおたすけ隊のシステムでは依頼する側と依頼される側のかかわりとして、地域内のご近所づき合いの中での関係となっているため、地域内にシルバー会員が不足しているなどで依頼を受けられない場合等があると考えられます。

このようなことを踏まえて、本当にあった事業運営の見直しなどを協議検討が必要であると考えます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 詳しく調べていただき、ありがとうございます。

本村でのおたすけ隊の活動状況は年々減ってきて、現在は、ほぼ活動停止状態となっているようですね。

このおたすけ隊のうまくいかない点はPR不足が1番の理由だとは思いますが、おたすけ隊の隊員をシルバー人材センターに登録している人に限っていることと、活動の範囲が依頼者と手伝いをする隊員が同地区に限っているため、それとシルバー人材センターの仕事よりおたすけ隊のほうが報酬が低いいため登録する人が少ないのではないかと思います。

そこで、私が以前3回ほど質問した介護支援ボランティアポイント制度ですが、この制度のボランティア登録対象者は65歳以上の全ての住民で、それらの人たちが介護施設等でお手伝いをし、やった回数に応じてポイントをもらい、そのポイントを現金に換金するという制度です。

何より、高齢者がボランティアをすることで生きがいを感じ、自らが要介護状態になるのを防ぎ、結果、介護給付費の削減にもつながります。

この制度を先進的に行っている稲城市が全国的にアンケート調査を行ったところ、平成21年の調査でこの制度を導入している自治体は27市町村だったものが、平成26年の調査では268市町村となり、5年で10倍にもなっています。

そして、財源は268市町村中223の市町村が地域支援事業交付金を利用しているそうです。

本村でもこのような交付金を利用すれば村の財政もさほど圧迫せず、かつ介護給付費の削減にもつながるのではないかと。

それともう一つの提案として、高萩市が平成28年5月より導入した介護サポーター事業ですが、こちらも登録対象者は65歳以上の全ての住民で、それらの人たちが介護施設のお手伝いをする介護支援ボランティア制度の要素とおたすけ隊のような要支援高齢者の居宅にて簡単な手伝いをするという、両方の要素を持っていて、こちらもポイントの制度をとっております。

このような事業を本村でもぜひとも取り入れたらどうかと思うのですが見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

介護支援ボランティアポイント制度につきましては、高齢者が社会参加し地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も期待できる取り組みとして始まった事業でございます。

県内では、石岡市、土浦市、つくば市、取手市などが取り組んでいると伺っております。

また、高萩市が実施しております介護サポーター事業についても同様の要素を含んでおりますことから、本村においては地域包括ケアシステム構築に向けた今後の計画として、社会福祉法人や介護事業所、NPO、ボランティア団体などの多様なサービス提供主体に参画していただき、その中で協議したいと考えております。

導入に当たりましては、この趣旨に賛同し参加していただく事業者の把握や活動へのあっせん、ポイント事務の管理など様々な課題もあることから、まずは、他市町村の情報収集とあわせて課題等の整理を行い検討してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

せっかく立ち上げたおたすけ隊ですので、住民に喜んでもらえるような制度とし、そして、ボランティアをする人たちも生きがいを感じ、自らが要介護状態になるのを防ぎ、結果、介護給付費の削減にもつながる。

そのような制度となるように見直しをし、存続できるようにお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

平成25年第4回定例会の質問の中で、ある自治体で検診を受けた人の中から抽せんで旅行券が当たるというキャンペーンを行っているところがあるが、本村でも取り入れてみたらどうかとの質問の際、本村もがん検診受診率は低いので健康意識を高めるために、景品や検診時のポイント事業も検討していきたいとの答弁でしたが、その後そのような事業の進捗状況はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

初めに、本村のがん検診受診状況について、年度別に説明させていただきます。

美浦村のがん検診受診率についてでございますが、平成25年度から平成27年度を見ますと、5大がんの肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんについて、県内では上位を維持している状況でございます。

肺がん検診は県内8位から9位、受診率40.1%、胃がん検診は5位から7位、受診率16.7%、大腸がん検診は8位から9位、受診率29.1%、乳がん検診は16位から11位、受診率24.9%、子宮頸がん検診においては13位から5位、受診率25.9%となっております。

また、特定健康診査実施率についても、平成25年度から平成27年度に置いて県内9位を維持している状況でございます。

実施率は平成27年度が42%となっております。

美浦村では、がん検診と特定健診が一本化で実施され、同時に受けることができますので、大変利便性が高いと思われま。

検診料金についても自己負担額は、他市町村に比べ安価であります。

また、個別通知により受診案内をしていることも受診率向上につながっている大きな要因と思われま。

ご質問の検診時のポイント事業等の検討ですが、健康を維持するためには、住民自らの意識の改革が必要と考え、景品やポイント制度に頼るのではなく、村広報紙、ホームページへの掲載、個人宛通知の送付等により健診の実施を周知し、また、職員による電話勧奨の実施及びがん予防推進員による啓発活動等により検診の大切さ、必要性についての認識を高めるような取り組みを継続し、医療費の削減につながるよう事業を進めていくことが必要と考えております。

また、健診後のフォローも大切であります。

精密検査未受診者に対し、電話や文書により受診を促すなど、要精密者の受診においても高い受診率を目指して取り組んでいくことが重要と考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

美浦村のがん検診受診率は、現在、県内では上位を維持しているとの状況とのこと、非常によい傾向だと思います。

それでも本村における医療費は年々増加しております。

健康寿命を延ばすことが医療費削減につながると思いますが、健康寿命を延ばすために考えている事業計画はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

健康寿命を伸ばす計画はありますかということですのでけれども、具体的に計画しているこ

とはございませんが既存のさまざまな取り組みを推進して、着実に実績につなげてまいりたいと考えております。

参考までに、ことしも総合健診が6月7日から12日まで予約分として5日間実施いたしました。

この後、6月30日から7月4日までの4日間行いますけれども、今まで午前中受け付けだったものから、午後も受け付けするようことしから工夫して実施してまいります。

また、既に事業として実施している健康相談、健康教室、運動教室等への参加を促し、継続していくことが健康寿命を延ばすことにつながるものと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。

現在は健康寿命を延ばすための事業は具体的に計画しているものはなく、既存の取り組みを推進していきたいとのことでしたが、既存の取り組みだけでは医療費は膨らんでいく一方だと思えます。

そこで、村長の見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のですね一般質問にお答えしたいと思います。

健康寿命延ばすという部分で特定に事業をしているものはないというふうに今、部長のほうから答弁が行きました。

健康を維持するにはですね、まず自分からいろんな事業に参加をするというのは基本であるというふうに思います。

今、貯筋体操やシルバーリハビリ、それと老人会のいろんなイベント、今までは、輪投げとかやっておりましたけども、ボウリング大会を開いたりといろんなイベントもしかけ方をいろんな部分でやっております。

また、地域によっては、サロンづくりをしながら地域の仲間づくりをしている老人会のところもございます。

ぜひ、村内いろんな地域で組織を立ち上げてですね、そういう部分には、村も協力をしていくという体制をとってございます。

なかった地区、山崎議員、信太地区でね、老人会なかった部分を立ち上げていただきました。

そういう無い地区においても、組織を立ち上げていただいて、村内全体でのいろんなイベントに参加していただくというのが、健康を維持する一つの目安でもあるのかなというふうに思います。

それは、今言ったことだけではなくですね、各地区のカラオケのクラブがあったりとか、卓球のクラブがあったりとか、いろんな組織がございます。

それを総合的に自分たちのできる部分がどこに所属すればできるのかというものは、自

分で選択をしていただいて、ぜひやっていただければいいのかなというふうに思います。

その他、美浦村以外でもいろんな取り組みをしている市町村がございます。

そういうものも踏まえて、まずは参加をするところを本人の意識を持ってもらって、いろんなイベント事業に出席してもらうということが自分の健康づくりにつながるというふうに思いますので、意識を変えて、まずは自分から参加をしていただくことをぜひ議員の皆さんからも啓蒙、啓発を促していただければなというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい。

村長のご答弁ありがとうございます。

医療費の増加は村の財政を圧迫します。

本村の財政状況は厳しい状況であるとのことですので、医療費削減対策は非常に重要なことだと思っておりますので、国の交付金等を調べていただき、健康寿命を伸ばせるような医療費削減対策に取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

本村では、昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅、または店舗兼併用住宅で延べ床面積30平米以上のものに対して耐震診断費用の一部助成を行っておりますが、耐震診断申請の実績件数をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） 山崎議員のご質問にお答え申し上げます。

まずですね、建築基準法でございますが、過去の大地震を教訓に数回に及び改正され、昭和56年6月の改正を境としまして旧耐震基準と新基準に大別されるわけでございます。

昭和56年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定したものであり、これに対し昭和56年6月から適用されている現行の耐震基準、いわゆる新耐震基準は、大規模の地震に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としております。

平成7年に発生しました阪神淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物に被害が集中をしました。

一方で新耐震基準の建築物には被害が少なかったことがわかっております。

これを契機に法改正整備が行われ旧耐震基準で建築された建築物の耐震化の推進につきまして国や県、市町村は、助成制度を初めとした施策を立て建物の耐震化を進めているところでございます。

次に、本村の取り組み状況でございますが、本村では、平成24年に美浦村建築物耐震改修促進計画を策定し、この計画に基づき耐震化を進めております。

公共施設につきましては順次改修を行い、役場本庁舎をもって建築物の耐震改修を全て終え、耐震化率100%としております。

一方、昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の戸建て住宅、共同住宅などを合わせた耐

震化率は推計で80.1%でございまして、茨城県推計の81.8%とほぼ同様な数値となっております。

山崎議員ご質問の1981年以前ですね、昭和56年以前に建てられました現在の新耐震基準を満たしていない本村の戸建住宅数は、統計データを用いた平成28年1月時点で約1,400戸となっており、構造や建築年数等から耐震化率を推計しますと、79.8%となっております。

ちなみに、茨城県推計では、現行の耐震基準を満たさない戸建て住宅は19万戸あるとされてございまして、耐震化率は76.3%と推定されております。

村の耐震化推進策としましては、平成25年度から木造住宅耐震診断士派遣事業を行っております。

具体的な内容といたしましては、社団法人茨城県建築士会と村で委託契約を結び、申し込み者から委託費の一部をいただき、耐震診断を申し込まれた旧耐震基準の住宅に茨城県の講習を受け、一定の知識と資格を有する耐震診断士を派遣し住宅の筋交いや、壁などの調査をして地震によって倒壊する可能性というものの判断し、現状を知っていただくことにより耐震化につなげていただくという事業でございまして。

これまで、耐震診断を受けた件数を申し上げますと平成25年度が5件、平成26年度が4件、平成27年度が4件、平成28年度が4件の合計で17件でございまして耐震診断そのものが進んでいないというのが現状でございまして。

申し込みが少ない要因といたしましては、高齢世帯が多く、建築後30年を超えた住宅などは手を加えることに消極的なこと、また、費用が高いイメージがあり耐震化の手段として改修が選択されないなどが考えられます。

今後、耐震化の必要性についての理解に向けた周知、情報の提供、広報活動を進め耐震化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁、ありがとうございます。

新耐震基準を満たしていない住宅が本村では1,400戸もあるとのこと。

大きな地震が来たら倒壊の危険性があります。

茨城県で、本年度より耐震改修費用助成制度が導入されました。

県内では、26市町が導入し、近隣でも、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、鹿嶋市、神栖市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、つくば市でも導入しています。

本村の取り組みは、どのような予定になっているかをお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

これまで県は耐震診断への助成制度を設けておりましたが、今年度から耐震改修費用の

助成制度を導入しております。

この制度は、旧耐震基準の民間木造住宅の耐震化を図るため、筋交いや、壁などの補強に要する費用に対しましての補助する事業でございまして、市町村が改修費用の23%を補助する制度を設ければ、国が11.5%、県が市町村と同率の5.75%を負担する仕組みとなっております。

住宅の耐震改修費用は、仮に、100万円でやった場合、23万円の補助金が受けられることとなります。

本年度、山崎議員ご質問の中でもございましたが、県内44市町村中、26市町が耐震改修費用の助成制度を導入予定となっております。県南地区でもですね土浦市、つくば市、龍ヶ崎市など6市町実施予定となっております。

議員ご指摘のとおり、旧耐震基準で建てられた戸建て住宅を耐震改修する場合の補助事業につきましても、旧耐震住宅の耐震化を推進するために有効と考えることから、本村でも国や県の補助事業の活用を視野に入れ対象建築物や、工事内容、対象者、助成する工事費用などの条件を整理した上で実施に向けた検討をしていきたいと考えております。

あわせて、先ほども申し上げましたが耐震化の必要性についての理解に向けた周知、情報の提供、広報活動を進め、耐震化が図れるように努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

大きな被害が出る前にぜひとも対策をよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時35分、再開といたします。

午前11時20分休憩

---

午前11時36分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹部澄雄君の一问一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） こんにちは。

議員番号2番、竹部澄雄です。

通告に従い質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、教職員の勤務時間について質問します。

文部科学省が2016年度の教員勤務実態調査結果を公表し、全国の中学校教師の57%が国

が示す過労死ラインに相当する、週60時間以上勤務であることが判明しました。

そこでお聞きします。

美浦村教育委員会にお尋ねしますが、美浦村の中学校教師の勤務実態はどのような状況であるのかよろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

美浦中学校の教員につきましても、先に文部科学省の調査と同様に定時に帰れるという状況にはなっておりません。

学級事務や教材研究、生徒指導、保護者対応などの業務を行っておるところでございます。

以上状況とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

美浦中学校の先生方も定時には帰れない時間外勤務をしているということで、すなわち文科省が公表した教員勤務実態調査の結果同様に、過労死ラインである週60時間以上勤務する状況下に達しているということですね。

1日の教員労働時間である7時間45分勤務を超過している状況になっていると解釈します。

教員は戦後の公務員の給与制度改革により、教員給与は一般公務員より1割程度有利に切りかわったことに伴い、超過勤務手当は支給されていないということです。

昭和46年に制定された給特報により、超勤4項目以外は原則として時間外勤務を命じないこと、一般公務員の三、四倍だと言われている教員の残業は事務職と同様の時間管理が難しいため、全教員に一律4%の教職調整額が支給され、残業をしなくても4%の残業手当がもらえる仕組みになっているということです。

1974年に教員人材確保法が制定された当時の残業時間は月8時間程度であったが、現在の小中学校職員の平均残業時間は1日約2時間、月30時間を超えていますが、土日のクラブ活動は含まれていないということなので、実質的超過勤務は月50時間から60時間を超えていることを承知していただきたいと思います。

次に、中学校教師の勤務時間の過多について、教育委員会はどのような考えを持ち指導していなければならないとお考えですか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

中学校教師の勤務時間過多の問題は、一つに国の制度の問題、二つ目に学校現場の意識、三つ目は保護者や地域の学校に対する意識であると考えております。

このような中で、村の教育委員会としてなすべきことは、具体的には村費負担の非常勤

講師、適応指導教室相談員、IT支援員、そして、図書室司書を配置するなど、生徒の学びの環境をよりよいものにすることによって、教職員の負担も、その結果として軽減していくことであると考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

さまざまな施策を行うことで過度な労働にならないように非常勤講師及び適応指導教室相談員を配置し、人的サポートをして教育の質の向上にも寄与しているということで了解しました。

次に、勤務時間の過多は放課後のクラブ活動終了後に顧問の先生方が、翌日の資料作成、予習、試験の採点、生徒個人の成績表作成、家庭訪問、保護者及び生徒との相談、休日のクラブ活動などが原因と思われるが、教育委員会はどのように対処しなければならないとお考えですか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

国の調査結果を見ても授業以外に時間が必要とされ、結果として、定時に帰宅することができなくなっていると考えます。

先ほど答弁しましたとおり、生徒の学びの環境をよりよいものにしていくことにより先生方の負担を減らせればと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

勤務時間7時間45分以外に時間が必要としていることで、定時に帰宅することができないというのが現状です。

村費負担の非常勤講師を配置したり、適応指導相談員を配置することなど人的サポートをしているということなどがありますが、適応指導相談員とは、不登校児童生徒の集団生活の適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善を図るためにカウンセリングや適応指導を行う者であり、各先生方の作業勤務時間の過多を軽減するには十分な対応にはならないと思いますのでさらなる検討をよろしくお願いいたします。

次に、クラブ活動での顧問の先生方の負担を軽減するために、担当顧問の人数、指導する専門のコーチなどを村民ボランティアやNPO法人などに依頼し、技術の向上を図る目的以外に教職員の負担を軽減して勤務時間内に作業ができるようにしていますかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

部活の指導を教職員以外の外部の方に任せるということは、一つの方法であると考えております。

他の自治体では、部活動の指導を外部の指導員に任せておるところもあります。

県におきましても、部活動指導員の活用については検討を始めていると伺っております。

現在、美浦中では、部活動は顧問と副顧問という複数体制をとり、1人の教職員に過度な負担とならないよう努めておるところでございます。

外部の部活動指導員の活用については、プラス面もあるかと存じますが、部活動を通して教職員と生徒との良好な関係の構築も行われ、その教諭自身の教師としての資質の向上にもつながる面があると考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

顧問の先生方と生徒の良好な関係を構築することで教師の技術向上にもつながるとの答弁ですが、生徒がそのクラブ活動で技術の向上を望むものもたくさんいます。

学校の部活動は勝負なら勝つだけ、発表会なら賞を獲得することを求めてしているのではないとお考えでしょうか、生徒自身は技術の向上を期待し、勝利したい、成績を上げたいと思ってクラブ活動をしているのではないのでしょうか。

顧問の先生方は、自分が担当する生徒の技術をもっと向上させたいと思う気持ちから、時間外勤務になろうとも必要以上に頑張って指導するので勤務時間超過になってしまうのではないのでしょうか。

担当する顧問の先生の中には、その競技の技術を要していない教諭もいるということで、生徒たちが毎日練習して技術を向上させ、高校に進学したらインターハイに出場したり、国際大会に出場する選手になりたいという夢を抱いて将来の進路考えている生徒もいますので、外部指導員を導入し、生徒の技術向上及び外部指導員の適切なアドバイスにより、顧問先生方の技術向上にも役立つと思います。

また、主顧問と副顧問の複数体制にコーチとして外部指導員を取り入れれば、どちらかの教師が指導監督し、勤務作業が容易にでき時間外勤務の軽減にもつながると思います。

そういうことでよろしく願いいたします。

次に、教育委員会は、時間外勤務で体調を崩し、休職や精神的なカウンセリング相談を受けている教職員はいらっしゃいますか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

現在、本村でご指摘のような教職員はおりません。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

そのような、教職員はいないということで安心いたしました。

次にですね、教職員の有給消化率はどのようになっていますか。

また、有給休暇をとりやすい環境にするために、教育委員会はどのようにすべきかをお考えでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

教職員の有給休暇は、仕事の性格上、どうしても夏休み等の長期休業中の取得が多くなります。

取得率は100%とはいきませんが、必要なときには、有給をとることができる環境になっていると認識しております。

教育委員会としましては、各学校長が有給をとりやすい、あるいは率先して有給をとる雰囲気をつくっていただきますとともに、充実した教育環境を提供することにより、教職員の勤務環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

美浦村の教師については有給休暇が取りにくい環境ではないとの回答ですが、夏休み、冬休み、春休みありますけども、これは、教師に対しては出勤に当たります。

子供たちと違って休みではありませんので毎日出勤されているのですが、先生方にその有給に関してお聞きしますと、自分が休めば他の教師に負担を掛けるので取りづらいとか、有給をいただいても何をしたいのか分からないというようなことを言う教師もいるということですね。

校長のリーダーシップにより有給休暇が学校の長期休業中である夏休みではなく、通常の日でも有給休暇を取れる環境になるようにしてください。

よろしく願いいたします。

次に、幼稚園、小学校のプールの管理について伺います。

幼稚園及び小学校のプールの建築年数を教えていただきたい。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

まず、安中小学校が昭和50年6月、美浦幼稚園と大谷小学校が昭和53年7月、木原小学校は翌年、昭和54年7月竣工となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

安中小学校が昭和50年6月、美浦幼稚園と大谷小学校が昭和53年7月、木原小学校が昭和54年7月ということでした、ありがとうございます。

次に、プール開きの前にですね、教育委員会は各プールの事前視察をして現状を把握しているでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

教育委員会は、プールを初め、事前視察は行っておりませんが、学校設置者として日ごろから施設を管理している学校とは密に連絡調整を行っております。

耐震工事は全て終了していますが、本村の学校はプール同様に建築年数が経過しており、大規模な修繕、改修ばかりでなく、小規模な修繕は都度行っておるところでございます。

プールについては、周辺の草刈りから始まり、清掃、ろ過機や循環器の点検など使用開始のかなり前から準備を行っており、問題が生じた際は、速やかに学校と連携し、対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

教育委員会は事前視察はしていないということでした。

学校設置者として、日ごろから施設を管理している学校とは、親密な連絡、対応をしているとのこと。

また、耐震化工事は全て終了している。

幼稚園及び小学校のプールは建築年数が経過しているので、大規模な改修ばかりでなく小規模な修繕は都度やっていると、教育委員会は言われました。

各プールの写真を見て、どのように感じましたか。

あれは、プール掃除をした後です。

塗装の面は剥がれコンクリートがむき出しになって、プールの周りの日除けは、屋根が飛んじったり、日除けがなかったり、草は生えるんですけども、これは仕方ないことです。

これは保護者がプール開きの前に、草取りとか草刈りとかします。

先生、生徒、保護者でプールの清掃などをするんですが、各プールの点検は使用開始のかなり前から教育委員会はしていると、私この前言われましたけど、私は、やっぱり事前視察をしてないということに解釈します。

してないです。

ただし、今年度は幼稚園の循環ろ過機ですか、これを先ほど言われたとおり、昭和53年以来初めて交換されたということ。

それから大谷小学校は漏水のため、プールの修繕をして塗装及び危険防止のために滑りどめの設置がなされてとてもきれいでした。

木原小学校では先ほどの写真もありましたが、目を洗う水道ですか、水道の設備これがですね、蛇口が取れてました。

教頭に案内してもらったんですけども、これ教頭が取ったんですかって聞いたら、取った覚えはないけどって言ってましたけども、木原小学校では目を洗わないと言われました。

ほかの安中小学校と、大谷小学校は、目を洗うと言ってましたけども、木原小学校では、目は洗わないと言われていました。

ですからいらない、撤去したい、そのようなことを言うておりましたね。

全てのプールの施設の壁やフェンスの劣化は、ペンキの塗り替えなどをすれば使用年数はかなり伸びると思われれます。

また、写真を見てわかるとおり、水を張った状態でもコンクリートに飛び込むような形で水色の塗装が剥がれちゃってますんで、コンクリートに飛び込むような感じで、子供たちはプール授業を受けている状況です。

各学校とも、本当にペンキが剥がれコンクリートがむき出しになっている状態ですので、ぜひとも、文科省が言われてるプール安全標準指針に従って管理し、教育委員会が事前視察をし、もう少しプールに対しても、使用日数は少ないんですけども、子供たちが楽しみにしているプール授業なのでよろしく願いいたします。

次にですね、メンテナンスなんですけども、メンテナンスはどのような体制で周期で行っているかもう一度聞きます。

よろしく願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

メンテナンスですが、ろ過機と循環器は、プールの事業の開始前と終了後の2回、専門業者が点検を行います。

水張り後の水質検査も行っておるところでございます。

全体的には、構造点検は行っておりませんが、防水工事が必要になれば防水工事を行い、循環ポンプに異常が生じれば交換するなど、必要な対応をとってまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

使用前後の2回、専門業者が点検し、防水工事が必要になれば防水工事を行う、循環器の異常があればその都度行う、これを了承しました。

よろしく願いいたします。

次に、使用日数に限りがあるプール授業なんですけど、児童生徒が楽しみにしているプールの維持及び危険と思われる箇所について、今後、教育委員会はどのようにしていかなきゃならないかもう一度言ってくださいよろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 質問にお答えいたします。

プールの建築年数から歳月が経過していることから、経年劣化が生じているところもありますが、必要に応じ修繕を行いながら各学校のプールを維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

プールを維持するために随時対処して修繕し、さらなる耐久年数を延ばして、今、こういうプール本当につくるとなれば大変な公費がかかると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、教育委員会にですけども。

児童及び生徒が実習するプール事業の意義について教育委員会はどのようにお考えですか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご質問にお答えいたします。

現在小学校では、年間8から10時間の水泳授業を行っております。

授業に当たっては複数の教諭の配置を行いながら、子供たちが水遊び、浮く、泳ぐ運動を経て水泳を学習し、水泳で求められる身体能力を身につけるとともに、生涯スポーツとしての水泳への理解や、水の事故を未然に防ぐなどの面から重要であると考えておりますので、今後も水泳事業を継続してまいりますとございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） ここで、竹部澄雄君の質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午後零時04分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁が済んでおりますので、竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 途中休憩が入りましたが続きさせていただきます。

答弁ありがとうございました。

文部科学省の資料では、学校でプールの教育が本格的に導入されたのは1960年代からで、それまでは川をせきとめたり、海や湖などでプール代わりに使用していたそうです。

急ピッチでつくられたプールはコンクリートが主流で、私たちは足の裏がコンクリートで作られているので、足の裏がすりむけたり、暑いコンクリートの上を歩いた記憶が今でも鮮明に残っております。

今現在、プールにおける教育方針は昔と変わらないと思いますが、幼稚園ではプール教育によって楽しみながら水に親しみ、慣れ、水への恐怖や水の冷感を体験することで、シャワーによって呼吸法を体験し、水中を歩くことにより感触をつかめ、ワニ遊びをして脱力した状態で水に浮く感覚、バランスをつかむことを学べるということでした。

小学校では夏休みに入る前に、水難事故を未然に防ぐ観点から、生徒たちに着衣水泳を夏休み前に実施しているそうです。

水難事故に遭ったときの状況を疑似体験し、着衣状態での水難状況からの脱出方法や、救助を待つまでの心構えを習得する訓練を毎年きちんと実施しているとのことでした。

今回、プールに関して、教育次長の答弁はプールの維持について修繕しなければならない箇所については、常に各学校からの報告に基づき実施するとの回答ですので、子供たちも来年度以降はきれいな補修された改装され塗装されたプールで使用できると思っております。

最後にです。

教育長にお聞きしますが、教職員の勤務実態及び幼稚園、及び小学校のプールの現状について、教育次長が答弁したことについて教育長はどのような、今後対処しなければならないとお考えですか。

よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

まず、教職員の勤務実態についてでございます。

教職員の勤務の問題につきましては、主として国や県の制度改革、また、学校現場の意識改革が必要であると私は考えております。

具体的には、国や県の制度改革につきましては、教職員の基礎定数の増員、教職員の勤務体系、部活動のあり方についての改革が必要だと考えております。

一方、学校現場の意識改革といたしましては、まず、教職員の時間管理についての意識改革が必要であると考えております。

教職員固有の勤務体系に危惧するところもあるかと思いますが、子供たちを思う熱心さの余り、寝食を忘れて業務への打ち込みなどによりまして、結果として勤務時間が長くなってしまふ面があると考えております。

このほか、多忙化の大きな要因にもなっております部活動については、今後、休養日を

増やすことや、県でも検討しているようですが、部活動の指導員の活用もこれからの一つの流れになっていくかもしれませんので、検討していく必要があると考えていますが、一方で、部活動を通して、構築される教職員と生徒との絆もとても大切な問題だと私は考えておりますので、両方のバランスをとりながら、この点については考えてまいります。

これまでは、教職員の情熱によりまして、支えられている面があり、それに頼り支えられていたというところもあるかと思いますが、働き方改革という社会全体の流れもありますので、学校現場の時間管理の意識を高めてまいりたいと考えております。

このような中、教育委員会といたしましては、子供たちのために、できるだけよい教育環境をつくり、それを維持していくことによりまして、その結果、教職員の負担を軽減することが大切だと考えております。

例えば、近隣の自治体よりも手厚い、村の非常勤講師5名の配置、適応指導教室の4名の先生方の配置、さらには、今年度から開始いたしますが、基礎学力の習得や学力の底上げにもつながります、美浦村地域未来塾。

さらには、家庭教育支援チームによります家庭への支援などは、教職員が先生として、学校での自らの本来業務に専念することができる環境の整備にもつながり、教職員の負担の軽減になるものと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、よりよい教育環境の構築に努めてまいります。

次に、幼稚園及び小学校のプールの現状についてであります。

水泳の学習は水の中で運動するとの点で陸上におけるほかの運動と違う点を学習しまして、理解する上でも大変重要な問題だと考えております。

特に、水の特性を理解して、水泳で求められる身体能力を身につけること、また、水の中での安全に関する知的な発達を促すこと。

さらには、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むことの学習に大きく寄与をするものであると考えております。

このほか、生涯学習の観点からも、子供たちがスポーツとしての水泳を学ぶ面もあると存じます。

プール施設の修繕につきましては、使用する時期も限られ、使用する回数が少ないことなどにより、修繕の優先度が低い傾向がこれまでであったかもしれません。

しかしながら、昭和50年代全般に建設され、経年劣化が進んでいる状況もありますので、修繕の必要がある箇所は当然修繕いたしまして、子供たちにとって水泳の授業がより快適な状況で受けられるように取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 教育長、すばらしい答弁ありがとうございます。

今後ともリーダーシップを先頭立って、よろしく願いいたします。

最後にですね、子ども議会について質問させていただきます。

昨年、第1回子ども議会が開催されましたが、初めての子供たちによる本格的議会形式での6名の一般質問は、美浦村の将来を見つめて、村の活性に役立つ質問が多くありました。

そこで質問いたします。

子ども議会が子供の目線で住みよい美浦村にするために、村民の代表として質問していることに対し、執行部及び村長は、子供たちの一般質問をどのように受け止めているかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員の質問にお答えを申し上げます。

昨年7月26日、第1回目子ども議会を、美浦中学校の生徒さん15人の参加により開催をいたしました。

代表6名の皆さんからの一般質問ですが、霞ヶ浦の浄化への取り組みについて、コミュニケーション能力養成のための他校との交流について、また、美浦村の高齢化について、交通事故を減らすための対策について、そして、美浦村のマスコットキャラクターを活用したPR活動について、美浦村の特産品による活性化対策についてなどの質問をいただきました。

これらの質問のほとんどは、第6次総合計画の前期基本計画の中で重要政策として推進を図っている内容であり、過去の村議会一般質問においても幾つか取り上げられてきました。

そのことから、子供の目線といたしますが中学生ともなると、本村の抱えている問題点の核心をきちんととらえているなという印象を私は抱きました。

本村の子供たちは、将来、美浦村を支えていただく大切な村民であり、宝です。

中学生なりの意見や要望を真摯に受けとめ、村行政に生かすことは美浦村の将来にとって必ずや有益なるものと私は考えてございます。

そのため、私どもも生徒さんが理解しやすいように、資料を提示したり、わかりやすい言葉を使って説明するなどして答弁するよう心がけました。

また、過去の議事録なども再度確認し、議会答弁との整合性がとれているかとチェックも行いました。

第2回子ども議会が7月24日開催されますが、子ども議会を経験したことで、将来、政治家や行政職を目指したい。

そう生徒さんに思っただけけるよう、生徒の皆さんに納得していただける答弁を心がけたいと存じます。

以上、竹部議員の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、竹部議員のですね、子ども議会ということで、昨年は

7月26日ということで、今年は来月24日に行われるということでございます。

初めて去年やりまして、中学生がどういうことを考えているのか。

そして、まずは、村の中の行政、議会の成り立ちはどういうものなのか。

ということは、去年の経験で先輩がしたということで、今年の中学生もいろんな視点から質問が寄せられるものと思います。

また、中学生の議長も経験をしたということで、いろんな行政のあり方を経験できるということは、中学生にとって、将来、社会に出たときに、この経験を大きな自信にもつながってくるものと思います。

よその市町村でも子ども議会を取り入れたりしてやっておりますけども、美浦村も、現状の美浦村と中学生が考える将来の美浦村、これを、中学生の視点でとらえた部分には、どういうものが質問として出てくるのかということはものすごく興味もでございます。

そういう意味で、将来の美浦村を見る点では、行政に生かせる面が多々あるかなというふうに期待をしているところでもございます。

ぜひ、昨日ですか、学校のほう訪問して議会のほうは、いろんな、視察を兼ねた中で、議員の皆さんも、子ども議会でどんな質問が出てくるのか期待もしている部分もあろうかと思えます。

ぜひ、子供たちの視点に気をつけて、我々も誤りのないような将来に向かっての対応をしまいたいというふう考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長及び総務部長、回答ありがとうございます。

昨年、第1回子ども議会で行われた子供たちの一般質問をきちんと美浦村の活性に活かされているという回答は、発表した子ども議員たちにとって今後の人生にとってもプラスになることだと思います。

また、今後の進路で政治家や行政職を目指したいという希望になれば、とてもすばらしいことだと思います。

今回、第2回子ども議会が7月24日に開催されますが、前回の一般質問同様に、美浦村を住みよい村にしたいという活性化対策についての質問が、また、あると思います。

そういう問題に対して、執行部及び村長もすばらしい回答を期待いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番議員、岡沢です。

通告書に沿って2点質問します。

1点目の質問は、子ども子育て支援に関するものです。

まず、保育所の待機児童の現状と今後の解消策についてお聞きします。

平成26年2月16日付、茨城県保健福祉部こども政策局子ども家庭課の発表資料によりますと、平成28年10月1日現在の待機児童数は807人となり、前年同時期に比べ135人増加している。

また、待機児童に占めるゼロ歳から2歳児の割合が97%となっているとのこと。

本村の待機児童数については、平成27年10月1日現在で3人、平成28年10月1日現在で5人となっています。

今年の大谷保育所の修了式の際、2名の待機児童がいる。

原因は保育士の確保ができていないということをお聞きしました。

まずは、現在の待機児童数と主な理由についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

美浦村の待機児童の状況でございますが、平成27年4月が0人、平成27年10月が3人、平成28年4月が0人、平成28年10月が5人、平成29年4月が0人となっており待機児童の発生主な原因としましては、やはり、職員の確保問題と考えております。

現在の待機児童の状況ですが、新年度になりゼロ歳児のクラスのお子さんたちが1歳児クラスになり、待機児童のゼロ歳児が入所でき、待機児童はおりません。

平成29年度の保育士の確保の状況ですが、職員、臨時職員合わせまして平成28年度と比較し、木原保育所は同数の確保ができておりますが、大谷保育所は1名減となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、今説明のあった待機児童のここ2年の現状に対しての当面の解消策について、どのように考えておられるのか、あるいは、現にこのような対策を実施しているといったものがあればお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） お答えいたしたいと思っております。

待機児童に対する対策としましては、やはり、保育士、幼稚園教諭、保育士とみなすことのできる子育て支援員を募集し、必要なクラス編制を行っていくよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 保育士、放課後児童支援員等の処遇改善についてお聞きしたいと

思います。

待機児童を生む要因としては、保育士不足とか、大都市では保育ニーズに対して保育施設の整備が不十分といった様々なことが考えられます。

また、保育施設においては、児童を集めるよりも保育士を確保することのほうがはるかに難しいといったことを聞いたこともあります。

さらに、新聞の求人情報チラシに児童館スタッフの募集が載せられているのを、このところ何度か目にしています。

児童館スタッフも足りていないのかなと思ってしまいます。

私は、保育士不足の要因として処遇に問題があるのではないかと考えています。

心身ともに重労働でありながら、職員の非正規化が進み賃金が安いなどの処遇上の問題が大きいのではないかと、子ども子育て支援のさらなる充実と行った観点からも保育士、放課後児童支援員の処遇改善が必要ではないでしょうか。

県の平成29年度予算関係資料の主な施策のポイント、住みよいいばらきづくり、少子化対策の充実の各施策として、不妊治療費助成、多子世帯保育料軽減事業、保育体制強化事業、保育・幼児教育人材復職支援事業、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員、児童養護施設職員の処遇改善、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金、放課後児童クラブ推進事業、児童福祉入所施設等委託事業が上げられています。

各処遇改善事業は、国の制度に伴うものであり、茨城県独自の上乗せはゼロですが、東京都やつくば市では独自に上乗せを実施しているようです。

今、述べました事業の中には私立保育所や認定こども園での処遇改善に係る事業が含まれています。

本村においては、私立保育所や認定こども園等がないことから、次の2点についてお聞きします。

まず、保育・幼児教育人材復職支援事業についてです。

保育士、幼稚園教諭の潜在資格者が復職する際、未就学児を保育所等に預けた場合の保育料を県が2分の1助成するものです。

本村では、この事業をどのように活用していくのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 保育・幼児教育人材復職支援事業についてお答えしたいと思います。

茨城県における事業説明資料によりますと、保健福祉部こども政策局子ども家庭課事業の中に保育・幼児教育人材復職支援事業があります。

事業内容としましては、潜在保育士、潜在幼稚園教諭が復職する際に、未就学児を保育所等に預けた場合の保育料を助成することとなります。

助成額は保育料の2分の1です。

要綱等はまだ示されておりませんが、県に問い合わせ確認したところ、県が社会福祉協議会等に業務を委託し、本年度から復職した保育士、幼稚園教諭が委託業者に申請をし保育料の助成を受ける制度であります。

今後は要綱等が示された際には、潜在する保育士、幼稚園教諭の復職について制度の周知等を図り、保育士の確保に向けて制度の活用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 本年度の事業改革として示されているにもかかわらず、今だに要綱が示されていないという実態には正直驚いています。

県の予算関連資料として発表されていながら、具体的な要綱が示されていないのでは市町村でも対応できないのは当然のことです。

県に対して速やかに要綱の策定、周知を行うよう求めていきたいと考えます。

次に、放課後児童クラブ推進事業についてお聞きします。

放課後児童支援員等の処遇改善を図る事業で経験年数に応じて賃金を加算するものです。助成費用については国、県、市町村がそれぞれ3分の1の負担となっています。

この事業についても、本村ではどのように活用していくのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 放課後児童支援員等の処遇改善についてですが、平成29年度改正が行われました子ども子育て支援交付金の中に組み込まれているものでございます。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業となりました。

この事業は、放課後児童支援員の配置、おおむね5年以上の放課後児童支援員の配置、経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長的立場にあるものの配置等に対し、処遇改善が行われることとなりました。

今後は、国の制度に即した処遇改善を検討してまいります。

児童館運営は、指定管理者で運営を委託しておりますので、処遇改善を実施していく中で、委託料との兼ね合い等が出てくるのが想定されております。

現在、2度目の指定管理者業務委託契約に関する検討の中で、放課後児童支援員の賃金の改善が組み込まれております。

今後は、制度における処遇改善とあわせ、指定管理業務者と検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 今までお聞きしたこと以外に、子ども子育て支援の充実といった観点から、今後の方向性としてお聞きできることがあればお聞かせください。

とは言っても、子ども子育て支援全般となると、今回の質問通告書の範囲を逸脱してし

まいります。

あくまで、保育所の待機児童の解消策や放課後児童健全育成事業にかかわる観点から答弁いただけるものがあれば聞かせていただきたいと考えます。

なければなしで結構です。

答弁をお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） お答えいたします。

保育所の待機児童の解消策や放課後児童健全育成事業における対処、対応の検討、合わせまして、今後の保育所や児童館のあり方を長期的に考え検討していくことが必要と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 待機児童の解消策について質問しましたが、この問題については、どこの市町村でも対応に苦慮しており、そう簡単には解決策を見出せないものだという事は理解しています。

国は平成27年度に待機児童ゼロという方針を掲げてきましたが、それを平成30年度まで先延ばしにすると発表しました。

とは言っても、それに伴う予算の裏づけは何も示されていません。

もはや、国任せに頼っているのは、待機児童の問題の解消は望めないのではないかと、私はそのように考えています。

自治体の努力が求められているのではないかと。

その観点から、本村において、さらに、前向きに考えていただきたい、対処していただきたい、そのことを述べさせていただきます。

以上で子ども子育て支援に関する質問を終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

美浦村教育振興基本計画に基づく施策の進捗状況についてお聞きします。

質問の中身は、美浦村教育振興基本計画第3章、今後5年から10年にかけて行う教育施策と実施計画、41の計画の進捗状況と今後の方向性についてです。

美浦村教育振興基本計画第3章今後5年から10年にかけて行う教育施策と実施計画では、6つの教育目標、14の教育施策、41の計画が挙げられています。

41の計画のうちには既に実践されていて、大きな成果を上げていると思われるものがあると考えております。

また、計画には建設事業費等の予算を伴うもの、国の政策制度に密接に関連するもの、組織化も含め村民協働の推進が求められるもの、人材育成を必要とするもの、新たな職員の採用を必要とするものなど、実行に移すうえでクリアしなければならない様々な諸問題

を内包しているものと考えます。

質問時間の制限もありますので、計画の3、13、19、21、38、39の各項目について質問します。

計画の3、保育所と幼稚園を統合し美浦村こども園にするについてですが、国に先駆け、保育所と幼稚園の一体化を進め、社会力育てを子育ての核にした一貫性のあるカリキュラムを開発するなどして、乳幼児教育の新しいモデルをつくり実行するとなっています。

計画遂行に向けての現状の認識、進行状況についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

計画3についての状況でございます。

平成23年度保育所民営化検討委員会で報告書を作成しており、継続的に審議必要としております。

統合は現実していませんが、幼、保、小連携のための研修会や、授業参観、情報交換会を実施し、子育て支援課を創設するなど一体的な運営を行っておるところでございます。

将来的には、大谷保育所がトレセン開設に合わせて開所しており、現在の1幼稚園、2保育所の形のあり方を含め、長期的な検討が必要な事項と考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に計画の13、美浦中学校に社会人復学制度を導入するについて、生涯学習の時代であることを見越し、中学校で村民が再履修できる学習機会をつくり実行する。

大人たちにとっての学習機会のみならず、中学生が、大人と席を同じくし、机を並べて学ぶことによって、社会力や学習意欲の向上など中学生にとっての学習効果も期待できると書かれています。

大変魅力のある計画と考えます。

現状認識をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） お答えいたします。

計画13についての状況でございます。

国レベルでは、高等教育の部分で社会人の受け入れが進んでいます。

また、高等学校課程については、通信制で学べる機会が確保されております。

そのような中で、本村の中学校が社会人を受け入れることは、働き方改革が課題となっている中、学校に新たな負担が生じることにもなるため、当面は生涯学習を充実させていくことで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に計画の19、美浦版の学校支援地域本部を組織化し、学校支援と地域支援を本格化するについてです。

現在、子育て、学校支援、高齢者支援といった形で、点して行われている活動を線としてつなげ、さらには面として広げ、互いに協力して実行できる体制をつくる。

そのために、学校の教員やPTAの役員、民生委員、ボランティアセンター登録者たちを中核とするSS本部を組織し、学校の授業や催しや美化や交通の安全、あるいは課題の多い家庭への訪問や支援など、様々な形の活動を協力して行う組織を立ち上げ、地域全体の教育力を向上すると書かれています。

現状認識と進行状況を聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ご答弁いたします。

計画19についての状況でございます。

現状では、各学校に学校評議員が組織されており、住民が学校経営、運営に参画することを推進しております。

さらに、学校支援や地域支援については、今年度から実施する美浦村地域未来塾や家庭教育支援チームによる家庭教育の支援という形で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、計画の21、地方自治や地域主権についての認識を深めることに役立つ小冊子を作成し配布するについてです。

地域のことは地域で決めて、地域の責任で実行するという地域主権の考え方と、その実行が時代の必然的な流れとなっている。

こうした時代に住民として、地方自治法で認められている権利を十分活用するなど、地域住民の役割と責任は何かについて認識を深めるための小冊子をつくり活用できるようにすると書かれています。

私自身、地域主権、地方自治といった観点で、村民の皆さんが共有できるものがなければ、地方、地域の発展はないと考えています。

現状認識をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） お答えいたします。

計画21についての状況でございます。

本村は、日ごろより村広報紙、村ホームページで、積極的に行政情報を公開し、区長制度をはじめ村民の行政参加を促しておるところでございます。

今後も企画財政課や総務課広報広聴係と連携し、村政への住民参加、ボランティア情報

をはじめとした行政情報の発信に努めていくことで、計画を進めてまいりたいと考えます。  
以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に計画の38、村立図書館の新設について検討を開始し、早期の実現を目指すとありますが、現状認識をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） お答えいたします。

計画21についての状況でございます。

失礼しました。

計画38についての状況でございます。

平成11年度に中央公民館図書室の増築を行っております。

学校図書館も充実しており、村としては潤沢な蔵書数と優秀な貸し出し実績がございます。

将来的な構想の中では、課題であると認識しているところでございますが、中央公民館図書室の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に計画の39、高校進学幅を広げ、通学の便をよくするために、常磐線の最寄り駅の一つである、ひたち野うしく駅までのシャトルバスを運行するについて、現状認識をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） お答えいたします。

計画39についての状況でございます。

議員もご存じのとおり平成29年2月から平成30年3月まで、茨城県龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村が連携し地方創生推進交付金を活用した、地域を縦横に結ぶ稲敷エリア広域バスの実証実験を行っております。

その事業の成果を含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） さらに、計画の見直しと検討されていることがあるのかお聞きします。

教育振興基本計画は、5年後に改めて計画の内容を検討することになってはいますが、3年経過した現時点で見直し等が考えられる、あるいは、見直しが必要とされる、さらに、追加すべき事項があるのかお聞きします。

基本計画は平成26年度から平成35年度までの10年間の計画期間となっております。

さらに進行状況や達成度などを検討し、5年後に改めて計画の内容を検討し、必要な改定を加えて、平成35年までの実現を目指すものであると書かれています。

現在においても、全ての計画について平成35年度までの実現を目指す方向性なのか、さきにも述べたように、各計画には建設事業費等の予算を伴うもの、国の政策制度に密接に関連するもの、組織化も含め村民協働の推進が求められるもの、人材育成を必要とするもの、新たな職員の採用を必要とするものなど、実行に移す上でクリアしなければならない様々な諸問題を内包しています。

さらに、計画の実行にはスピード感が求められるものもあるのではないのでしょうか。

そもそも、5年後計画の内容を検討し、必要な改定を加える方向性には疑問を感じていました。

財政状況との絡みからも、例えば、学校給食センターの建設とか図書館の建設とか何らかの方向性、あるいはめどを示していただきたいと考えます。

答弁を求めます。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

美浦村教育振興基本計画の3年経過した時点での見直し、あるいは、追加事項についてお尋ねをいただきました。

まず、財政的な関連がございます学校給食センターと図書館についての方向性であります。

学校給食センターにつきましては、将来の児童数を見据え、どのような有り方がよいのか、その方向性を今年度から検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館につきましては、平成8年度に図書館検討委員会を設置し検討いたしました結果、増築という結論が出されたことを受けまして、現在の図書室の増築をしたものでございます。

将来的な構想の中では、大切な課題であると認識しておりますが、当面は現在整備されております中央公民館の図書室の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、5年経過後の見直しの際の方向性についてであります。

私は、計画の見直しに当たりましては、就学前教育の充実と家庭教育の推進を新たな施策として追加したいと考えております。

まず、就学前教育の充実についてでございます。

幼児期から児童期にかけては、生涯にわたる人格形成の基礎を作りますとともに、学びの基礎力を培う大切な時期でありますことから、このような時期に質の高い幼児教育が提供されることが極めて重要であると考えております。

このため、幼稚園と保育園、幼稚園と小学校、小学校と中学校との交流会を開催するなどして、相互の連携、接続の強化を図りまして、児童や生徒が円滑に学習できます環境を

整備することや、保育園、幼稚園に選任の外国語の教師を配置するなどして、遊びの中から英語に親しみ、将来、小学校、中学校で英語を学ぶに当たりまして、スムーズに英語の授業に入っていけるようにするなど、外部人材などを活用し、就学前教育が充実したものとなりますよ、取り組んでまいりたいと考えております。

今年度からは、保育所、幼稚園への外国人英語助手の派遣を昨年度までの月1回から週1回に拡充したところであります。

次に家庭教育の推進でございます。

家庭は子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断など基本的な倫理観、自立心や自制心、あるいは、社会的なマナーなど身につけるうえで重要な役割を担うものであります。

さらに人生を送っていく上では、欠かすことのできない職業感、人生感、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるところが多いと考えております。

そのため、保護者自らその役割を認識し、その責任を自覚することが大切でありまして、子供との接し方や教育の仕方を身につけていくことが大変重要であると考えております。

このため、家庭の役割と責任を親一人一人が自覚できるような学習機会の提供や意識の啓発、さらには、主体的な家庭教育が困難になっている家庭を地域で支える取り組みの構築など進めてまいりたいと考えております。

今年度から、その一環といたしまして、家庭教育を支援する取り組みであります、美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業、いわゆる家庭教育支援チームの事業であります、この事業を実施いたします。

適応指導教室の先生方などを構成員とした家庭教育支援チームによりまして、支援が必要とされる家庭に対し、寄り添った形での支援を行う活動を通して、美浦村の家庭や子供たちを支えてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 計画の進捗状況の確認、評価、点検に関しては、毎年の教育委員会の点検評価報告書に反映されていると認識しています。

正直と言っては語弊があるかもしれませんが、目を通した上では、やはり正直に点検評価がなされていると考えます。

そして、これまでの教育振興基本計画に関する質問に対して、教育長が答弁で述べられた就学前教育の充実といった観点、確かに私もそのとおりでとの考えに至りました。

前教育長の門脇氏は、人間の人格形成に関しては、ゼロ歳から2歳までの教育、大人とのかかわりが最も重要だと指摘していました。

糸賀教育長も同じ観点を持たれての答弁との解釈です。

さらには、今年度から実施する美浦村地域未来塾、家庭教育支援チームによる家庭教育の支援については、既に予算化され、それぞれの人員配置、チーム編成が整った上でのこ

と、まさにスピード感のある進捗状況と考えます。

今回の、子ども子育て支援、そして、教育振興基本計画に関する質問に当たって、最後につけ加えたいことは、本村の厳しい財政状況を様々考えたとしても、子ども子育て支援、教育環境のさらなる充実は未来への投資、本村の発展に必ずつながるものと認識を持たれた上で、今後の施策を進めていただきたいと望むものです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

2時10分再開といたします。

午後1時56分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（沼崎光芳君） はい、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） 皆さんこんにちは。

1番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

初めに、千年存続集落都市について質問いたします。

近年、千年を超えて存続する集落を調査し、防災や地域づくりに反映させる千年プロジェクトが全国に広がっております。

この千年プロジェクトとは、千年以上の長期にわたり、度重なる自然的、社会的災害や変化を乗り越え、生産と生活が持続的に営まれてきた集落や地域を、大学や建築家などが千年村と認定するプロジェクトのことであります。

現在、この千年村の候補地は、関東1都6県で366地域上がっております。

特に、千葉県や本県内に多く分布し、主に霞ヶ浦周辺に多いとのことであります。

本村の持続社会の構築に向け、要因分析は有用と考えます。

また、県内外への更なる周知につなげるためにも、当該プロジェクトへのアプローチは意義あるものと思うが、本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 松村広志議員のご質問にお答えいたします。

千年プロジェクトへのアプローチについてお尋ねをいただきました。

千年以上にわたり、自然的、社会的災害変化を乗り越えて、生産と生活が継続的に営まれてきた集落、地域を千年村と呼び、千年村プロジェクトのメンバーが現地を調査しまして、認証している取り組みとのことであり、県内では、行方市が初めて認証を受けており

ます。

美浦村には、陸平貝塚が立地していることや、近年の信太地区内の二つの遺跡発掘調査の際に、出土しました土器や帯の金具などの出土品が平安時代の物であること。

さらには、西暦904年に編さんされました和名類聚抄にも、信太や大谷の集落名が記載されていることが、示しますように、今日まで、千年以上にわたり、人々が住み続けている歴史のある地域であります。

これは、先に認証を受けております行方市と同様に、霞ヶ浦沿岸に位置し、温暖な気候や水がもたらす農業や漁業、水運などの豊かな恵み、さらには、外洋に直接面していないことや、安定した地盤によりまして、大規模な自然災害も見舞われなかったことから、古代より、現在の我々の世代に至るまで人々にとって、大変住みやすい地域であることを示しているものであります。

千年集落の認証に当たりましては、千年村プロジェクトの調査班が文献、実地調査に加えまして、地元の郷土史研究会との意見交換、ヒアリングを行いまして、その調査結果を報告し、認証に至るものであります。

既に、認証を受けております行方市によりまして、千年集落プロジェクトチームが直接対象となる集落に連絡をとりまして、調査がスタートしたとのことであります。

その調査の後、麻生の集落が千年集落に認定されまして、今後チームの先生方と、今年の秋ごろには、調査結果や千年集落に認定されたことを地域の活性化にどのように生かしていくか、行方市と意見交換が行われる予定とのことであります。

その調査の過程で、学生が地元の集落の祭りに参加するなど、チームと集落の間では、地域おこしの交流が始められているとのことであります。

この行方市の例が示しますように、千年集落の調査認定を通じて、知り合ったチームのメンバーや学生と地域おこしの取り組みがなされることは、これからの地域の活性化を考えていく上でも一つの方法であると存じます。

いずれにいたしましても、千年以上にわたり、人々が住み続けていることは、その地域が災害に強く暮らしやすく、豊かな地域であることを示すものであり、村外の方々に対しまして、美浦村を居住する場所として選択していただくための一つのアピールポイントにもなるものと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。

ここに千年持続学という理論があります。

これは、2003年に上梓された書籍「千年持続社会」で表現されているものです。

本によれば、千年持続学とは、千年壊れないものをつくる学問ではなく、その方向性は、千年というスケールで将来を考えると、特に人類人間社会の将来に、関して千年後にどうあってほしいのか、そうなるためには、今何をせねばならないのかを見極め、それに向

けて戦略的に行動することが、千年持続学の目指す方向としております。

近未来から遠い将来、千年年先にまで思いを馳せ、千年後の人類が文化的で健康で、快適かつ安全に生存できる社会を実現するために、今を生きる我々が不断の努力を続け、志向する全ての学問の営みと定義しております。

千年というスケールで思考する時、幾つかの歴史的単位で有史を遡ることができます。

人が今日まで何を考えどう行動してきたのか、そして、自然や環境にどう影響を与えてきたのか過去の因を知らんと欲せば其の現在の果を見よ、未来の果を知らんと欲せば其の現在の因を見よ、これは過去の原因を知りたければ、現在という結果を見よ、未来の結果を知りたければ、現在という原因を見よ、という趣意であります。

人と自然が輝くまち美浦村の将来を担う子供たちとともに、当該プロジェクトに向けて教育側からの有意義なアプローチができないか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

議員、ご指摘のように美浦村の子供たちが、千年以上にわたり続いてきた集落の千年先を創造し、考えることはとても壮大で夢のあることであると存じます。

子供たちにとって自分たちが住み、暮らしている集落が千年以上の歴史を有していることを知ることは、郷土愛を育む上でも大切なことであります。

10年一昔といわれますが、変化の激しい21世紀に、今、生きている我々にとりまして数年後でさえも予測することは大変難しいという実感があります。

例えば、10年前にスマホやタブレット型コンピューターのこれほどまでの普及は誰も想像できなかったことだと思えますし、世紀をまたいで、例えば100年後を想像することは、それ以上の困難さが伴うものと思えます。

ちなみに、今から100年前の1916年、大正5年は、大正3年、1914年から始まった第1世界大戦がまだ終結していない状況であり、翌年の1917年、大正6年にはロシア革命が起こるなど、まさに現在と隔世の感があります。

しかしながら、子供たちが千年後の美浦村に思いを巡らすということは、これからの未来を担っていく世代であるからこそ、大切なことであります。

このような中、議会の皆様のご尽力によりまして、昨年から始まりました、子ども議会の取り組みは、子供たちが将来の美浦村を考える上でとても有意義なものであると存じます。

千年以上にわたって続いております、自らが住んでいる集落を千年存続していること理解した上で、千年後の美浦村考えるということは、改めて地域を見つめ直す契機にもなり、例えば、自分が思い描いた千年後の美浦村にしていくには、すぐにでもできることは何か、将来に向けて自分はどのようなことをなすべきか、などを考えるよい機会にもなるものと考えます。

教育委員会といたしましては、今後、社会科や総合的な学習の時間の中で、美浦村の千年後を考える取り組みを行うことを検討いたしまして、子供たちが郷土、美浦村により深い愛着が持てるよう取り組んでまいります。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

ぜひとも夢のあるお取り組みをよろしく願いいたします。

質問の最後に、新たな千年持続社会を眺望するに当たり一言述べさせていただきます。

それは、社会の根幹をなす我々人間の精神性についてであります。

今日、人間の道徳的水準は、技術の進歩とは逆に、かえって低下していく傾向が見られます。

それは技術の進歩によって勝ち得た力が、道徳の果たしてきた役割を代替してくれているような錯覚に陥った人間の愚かさに起因しているためではないでしょうか。

そして、この錯覚から抜け出すことが、人間の自ら招いた現在の危機を解決する出発点となる、と申し上げ一つ目の質問を終わります。

続いて、引きこもり対策について質問させていただきます。

引きこもりとは、厚生労働省によれば、さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって、概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念としております。

国内で約70万人と言われております。

中でも、15から39歳の数が約54万人とされる。

また、ある自治体の統計では、働き盛りの40代が最も多いというデータも出ております。

引きこもり対策は、今後の地域社会の発展を考える上で大きな大事な課題の一つであります。

本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 松村議員の質問にお答えをいたします。

引きこもりとは、少なくとも6カ月以上は社会参加ができずにいる状態であり、かつ、社会生活の再開が著しく困難となって、精神保健福祉医療の支援対象となる状態を言います。

内閣府の若者の意識に関する調査では、全国で15歳以上39歳以下の引きこもり状態にある方は69万6,000人と推計されており、茨城県でも約1万6,000の方が、このような状況で悩んでいると推測されていますが、状況や環境等により、その実態や総数を把握することは難しい状況でございます。

本村では、毎年、新規で数名は相談があることから、悩みや困難を誰にも打ち明けられずにいる方は少なくないのではないかと推測されます。

茨城県におけるひきこもり支援対策としては、平成23年6月に茨城県ひきこもり相談支援センターが設置され、県内12保健所と連携し、ひきこもり支援の強化に取り組んでいるところですが、本村としても、ひきこもり相談窓口の整備や、引きこもりに関する啓発、情報発信が課題と考えられております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。

引きこもりは誰にでも起こりうる。

悪というイメージを変えたい、これはある経験者の切実な言葉です。

そして、いじめや就職の失敗、人間関係のトラブル、リストラなど、引きこもりに至る経緯は様々であるが、自分自身、引きこもるのは弱い人と思っていたが、一定の条件がそろえば誰にでも起こりうる、こう話されております。

今、社会的に引きこもりの長期化、高齢化が大きな問題となってきました。

また、長期化するほど解決が難しくなるとも言われております。

本村の取り組みについて伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

引きこもりの要因としては、精神的な病気や障害があつて適応に困難を感じている場合や、社会的引きこもりといわれる必ずしも精神疾患に起因しない場合もあり、背景や環境等の面で多様性が見られ、一概に有効な援助技術を示すことは難しいと言われております。

引きこもり状態は周囲との関係の中で、引きこもることによって強いストレスを避け、仮の安定を得ている状態であり、まずは相談の中で引きこもりの背景を整理し、状況に適切に判断する必要があります。

そこで、慢性化したひきこもり状態から抜け出すためには、第三者の関わりが必要となる場合が多く、悩みを抱え込まずに相談することが重要となるため、本村でも、ひきこもり相談支援センターや保健所と連携しながら、誰もが相談しやすい窓口、相談体制の整備、また、地域全体で見守るための引きこもりに関する啓発や情報発信等に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

あえてもう一度申し上げたい。

引きこもりは、誰にでもどの家庭でも起こり得るということです。

その上で、ぜひ想像していただきたい。

誰とも会話をせず、部屋の片隅で過ごす1日1日を。

誰にも打ち明けられない、心の闇に覆われた毎日を。

そして、社会がこれらの方々を追い込んだのであれば、社会を構成する我々がその手を差し伸べなければならない。

例えば、つくば市では、引きこもりの人たちのための対話の場がカフェとして作られ、当事者や経験者などが集い、その改善に向け有意義な集いが行われているようであります。

また、厚労省の推進のもと、引きこもりサポーターによる訪問支援（アウトリーチ）の活動も広がっているようであります。

今後、本村においても、より前向きなお取り組みを希望し、私からの質問の全てを終了いたします。

大変にありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

1点目、新生児聴覚検査について質問をさせていただきます。

生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえ具合を調べる新生児聴覚検査についてお聞きをいたします。

新生児聴覚検査は、2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨してる検査だと認識しております。

医療機関によっては、分娩費用に既に含まれているところもあります。

地方交付税による財源措置の対象となっているようですが、初回検査を公費で負担する自治体は全国1,741市区町村のうち109市区町村で2014年度の調べでは、1割にも満たない状況でした。

厚生労働省は、本年3月に全自治体に、公費助成の導入など、受診を促す対応を求める通知を出したと伺っております。

そこで、本村の取り組みをお尋ねいたしますが、まず初めに、聴覚障害者の現状と本村の対象者人数、平均年齢及び発症年齢、日常生活の状況等をお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 林議員の質問にお答えをいたします。

初めに、本村の聴覚障害者の現状についてですが、聴覚障害者の身体障害者手帳保持者の人数は20名でございまして、身体障害者手帳保持者全体の4.2%でございます。

年齢については、平均年齢で言いますと、76歳となっており、高齢でございます。

発症年齢については、乳幼児の場合には、先天性の場合がほとんどであります。

また、後天性の場合には、明確に判断することは難しく、突発性疾患や頭部外傷、高齢化などの聴覚組織に損傷を受けたことによる原因のため、発症年齢もさまざまですが、最近では、75歳以上の高齢者の手帳申請が多くなっている現状でございます。

次に、聴覚障害者の日常の生活状況については、聴覚障害に気づいてもらえないことや、放送や呼びかけに気づかない、音により周囲の状況が判断できないなど、日常生活の中で適切な行動がとれず、不便を感じて生活していると推測されますが、症状により補聴器装着等により対応されている場合が多いと思われまます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの答弁で、乳幼児の聴覚障害のほとんどが先天性ということ、また、聴覚障害者への環境が整っていないことで、適切な行動がとられず、何らかの不便を感じて生活されているとの現状が理解できました。

そこで、次に、聴覚障害回復への対策と行政の対応をどのようになされているかを伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

障害者と行政とのかかわりについては、障害のある方を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、障害の状況に応じたサービスの提供や社会全体で理解を深めるため、村では障害者計画・障害福祉計画を策定し、その推進に努めております。

具体的には、平成27年10月より身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して健全な言語や社会性の発展を支援するため、軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業を実施して補聴器購入に必要な費用の一部を助成し、経済的支援を行っております。

聴覚障害者等に対しては、要約筆記・手話通訳派遣事業などを利用して、必要に応じて支援できるような体制を整えております。

ほかには、手話奉仕員研修の募集も行い、共生社会の実現に向けて障害者が円滑に情報を取得し、意思表示やコミュニケーションができるよう、意思疎通の支援にも継続して取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 聴覚の回復は現実とても難しく、日常生活を円滑にするために、補聴器購入費用の一部助成との経済的支援をされていることはとてもありがたい事業ですので、これからも充実をされますようにご期待を申し上げます。

また、要約筆記・手話通訳派遣や手話奉仕員研修の募集を行っているとのことですが、近々の実績がありましたらお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

要約筆記・手話通訳派遣事業の実績と手話奉仕員研修の実績ということでございますが、

要約筆記・手話通訳派遣事業については、ここ数年申し込みがございません。

手話奉仕員研修では、平成25年度より土浦市、阿見町と3市町村共同で研修事業を行っておりまして、平成25年度は2名、平成26年度は3名、平成27年度は2名、平成28年度は1名の申し込みでございました。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 要約筆記と手話通訳派遣事業の実績はないとのことですが、継続事業と認識しておりますので、引き続きご尽力のほうをお願いしたいと思います。

手話奉仕員研修には、毎年数名参加されているということですので、参加をされてる方への敬意を表する次第でございます。

最近の講演会行事やイベントでは、手話通訳の方を見かける機会が増えておりまして、最近は、一般的になってきております。

行政としても研修に参加された方が活動される場を作ってあげることも研修成果を生かせるためにつながることを考えます。

健全者と障害者との共生社会の実現のためにも、今後もこれらの事業が充実されるようご期待を申し上げ、見守ってまいりたいと考えております。

そこで、次の質問ですが、先天性の難聴を発見するために行う新生児聴覚スクリーニング検査への助成検討について質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、乳幼児の聴覚障害のほとんどは先天性であるとのことでしたが、2歳から3歳になって言葉の遅れのために発見されるケースも多く、早期発見が重要であります。

そこで、資料1をご覧ください。

新生児聴覚スクリーニング検査とは、このように専用の器具を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流したり、脳波や返ってくる音によって聴力を調べる検査を言います。

痛みはなく、検査は数分で終わります。

生後3日以内に行う初回検査と、その際に、再検査とされた赤ちゃんを対象に、生後1週間以内実施する確認検査があります。

これらの検査に係る自己負担額は、医療機関によって異なりますけれども、その費用面が壁になり検査を受けないと判断する母親も少なくないと言われております。

新生児聴覚検査は、2012年度から先ほど申し述べましたように、母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しております。

地方交付税による財源措置の対象となっているようですが、初回検査を公費で負担する自治体は、全国1,741市区町村のうち、109市区町村で1割にも満たない現状でしたが、本当にこれから力を入れていかなければいけない事業として、公費助成の導入など、受診を促す対応を求める通知を出したと伺っております。

この件に関する本村の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

初めに、新生児聴覚スクリーニング検査とはどういうものかを説明させていただきます。

赤ちゃんが生まれると先天的な異常がないかを調べる検査の一つで、耳が正常に聞こえているかを調べるための検査です。

統計的には、新生児の1,000人に1人から2人の割合で難聴が発生すると言われており、発見が遅れると言語能力やコミュニケーション能力が正常に発達できなくなると言われているため行われている検査でございます。保護者の同意を得た上で行われているものでございます。

また、本検査は分娩を取り扱う全ての医療機関で実施しているわけではありませんが、県内の医療機関では、9割近い医療機関で実施しているようでございます。

その費用については、分娩費用の中に含まれた体系で実施をしているところもあるようでございます。

ご質問の新生児聴覚スクリーニング検査助成については、現在本村を含め土浦保健所、竜ヶ崎保健所管内では、本年4月より利根町が助成実施の予定と聞いております。

また、この検査の実施については、母子健康手帳交付時に資料配付に合わせて検査の目的や方法について受診の必要性について周知をしております。

検査料金は、医療機関により異なりますが、1回の検査当たり3,000円から5,000円程度でございます。現在、国が県を通して全国自治体に実施状況について、アンケート調査を行っているところでございます。

この検査により聴覚障害が早期に発見され適切に支援が起こる行われた場合には、障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えることから、早期発見、早期治療が図れるため、実施することが重要であることは認識しますが、今後、検査費用助成の取り組みにつきましても、近隣自治体の動向を注視し、検討していきたいと思っておりますので、現在のところは考えておりません。

ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま部長が現在のところ考えておりませんとの明快なる答弁をいただいたところでございます。

ですのでこれ以降は村長に伺わせていただきます。

先ほど保健福祉部長の答弁で、この検査により、早期に発見され適切に支援が行われた場合には、障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるということ、また、実施することが重要であると認識しているとありました。

国立育成医療研究センター耳鼻咽喉科医長は、新生児聴覚検査を受けた子供は、早期療育に至る確率が受けていない子供よりも20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するとの研究結果が出ております。

人とのコミュニケーションは孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右することから、早期発見が重要と言えると指摘をされております。

検査を受けて早期に聴覚障害を発見し、補聴器をつけての聴能訓練や言語指導などの早期療育を行うことにより、良好な言語発達が得られることが実証されているからであります。

耳鼻咽喉科医師からは、全額補助のただ券ではなくても、例えば500円や1,000円程度のクーポン券のようなものでもあれば、少し安くなるという印象を与えることで母親も受診しやすくなり、実施率を伸ばすことにつながるのではとの意見も聞かれています。

実は、同様の質問を私自身8年前です、平成21年の第3回定例議会かと思いますが、質問させていただきました。

その時は、どういう方法で対応すればよいか検討しながら対応するとの答弁でありました。

現在は、国からの指導もあり県も力を入れていくと推察をされます。

保健福祉部長の答弁でもありましたけれども、利根町は本年4月より2,000円の補助を実施しております。

来年度の予算に検査費用の一部助成の予算化はできないか、村長の前向きな答弁をお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、新生児聴覚スクリーニングということで、議員が調べて全国1,741ある市町村の中で、まだ1割にも満たない数で実施しているという話がありました。

今年4月から利根町では、茨城県の中では実施しているということでございます。

新生児の生まれた時にですね、本当に何分もかからないでその検査ができるということで、保健福祉部長のほうが今ですね、金額についても5、6千円ぐらいでできるだろうという、また正確に産婦人科の中では、金額が統一されているわけではない。

ただ、後で退院してからになると今度は耳鼻咽喉科の方でいろいろと調べなくちゃならないということになると、発達が遅れてしまうという危惧される部分もあります。

そういう聴覚的な障がいを持つ子供たちが、1,000人の中の1人か2人ということでございますけれども、その1人か2人も同じ人権を持って生まれてくるわけですから、それを早目に対応ができて解消できる部分はあるとすれば、それは本来であればね国が同一に今の人口減少、そして少子高齢化の中で考えれば、早目に国として方針を打ち出すべきではないのかなというふうに思います。

いずれそうなるだろうというふうには先のことを見こせば、美浦村も来年度に向かってどれぐらいの利根町が2,000円だから、じゃ、同じ2,000円なのか。

先ほど議員がおっしゃったように、500円でも1,000円でもそういうものができれば、保護者とすればひとつそういうものを検査を受けてもらいたいという意識にもなるという話がありました。

分娩費用の中に組み込まれている産婦人科の部分もあるんだろうというふうに思いますが、一律これは生まれてくる子供たち全部にその検査をやることは、私は公平公正であるべきだろうなというふうに思いますので、国がまずそこに至らなくても美浦村の中でもそういう意見があれば、ぜひ、金額はここでは幾らとは申しませんが、来年度に向かって大体100人ちょっとぐらい今、美浦村の中では、新生児が誕生しておりますので、その辺も鑑みて、値段は後で厚生文教常任委員会の中でももんでいただきながら、金額の設定はここでは控えますけども、美浦村も実施をしていく方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 本当に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

来年度の予算化していただけるということで、厚生文教常任委員会でもしかりもできたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

資料2をご覧ください。

これは、過日の茨城新聞に載られた記事ですので皆様ご覧いただいている記事かと思いません。

このようにですね茨城大学で実際にですね耳が聞こえない盲ろう者のこの方がつくば市のつくば技術大学大学院に入学して研究に努めている、また言葉の習得自体が難しい中、ITを活用した新たな伝達手段を開発することで、盲ろう者の世界を広げたいと奮闘されているとてもすばらしい記事が載りました。

このようにですね、適切な訓練を受けて希望ある未来に向けて、人生を歩まれる道筋をつけてあげるためにも、行政としてできる支援が必要であると考えます。

早期発見の本来の目的は今まで聴覚障害の発見が3から4歳と遅く、そのために年齢に応じた言葉の獲得を逸してきた子供たちが現実いらっしゃるんですね。

そのような子供をできる限りなくしたいという切なる思いでの早期発見への流れでございます。

検査を受け、診断されたときの家族の心痛は言葉ではあらわせないショックを受けることもあろうかと思えます。

しかしながらその時の家族へのサポートとして行政ができることは、担当課や保健師さんの力添えが必要不可欠であると考えます。

今後も心ある行政の取り組みにご期待を申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

2点目の障がい者教育について質問をさせていただきます。

平成25年に障害を理由とする差別解消の推進に関する法律が成立をいたしました。

これは、障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する法律ですけれども、本村での障がい者教育と具体的な取り組みをお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

障害者差別解消法「障害者を理由とする差別解消の推進に関する法律」は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として平成26年6月に制定されました。

美浦村では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を平成28年4月1日から施行し、それを受けまして教育委員会でも美浦村教育委員会における障害を理由とする差別解消の推進に関する対処要領を平成29年3月1日から施行し、教職員に対しても周知をしているところでございます。

先ほど言いました共生社会とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者が、積極的に参加貢献していくことができる社会であり、誰もが周囲に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であります。

共生社会を実現していくためには、合理的配慮について検討していくことが必要となります。

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要であります。

一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者、学校と本人、保護者により、発達の段階を考慮しつつ合理的配慮の観点を踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記するよう確認していきます。

学校、家庭、地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要であります。

合理的配慮を決定後も、幼児、児童、生徒、一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要となります。

移行時における情報の引き継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが重要であると考えております。

児童生徒に対して、共生社会の実現に向け、これまでも道徳、特別活動等学校教育全体

を通して、豊かな心育成に向け、思いやりや他者とのかかわり、集団や社会とのかかわりについて指導しておるところでございます。

今後、なお一層、教職員への周知徹底を図り、保護者との話し合いの場、不安を聞き出す努力をしてまいります。

児童生徒へは、道徳、特別活動の時間を要して学校教育全体で将来よりよい共生社会実現のための原動力となるよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの答弁で、村としては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を平成28年から施行して、さらに教育委員会でもその対処要領を平成29年3月1日から施行しているということ。

また、教職員に対しても周知しているとありました。

法律が制定されてから、早期の取り組みに担当所管の皆様には敬意を表する次第でございます。

そこで、2点確認をさせていただきますけれども、資料3をご覧ください。

子供たちへの理解を深める資料として、これは一般的に大人の方にも理解をされるようにどなたが見ても理解できるように、ルビを振っているリーフレットでございます。

差別解消法わかりやすい版のリーフがありますけれども、このリーフは学校等で活用されているのでしょうか。

また2点目として、教師の立場として難しいのが軽度の発達障害を持たれているお子さんへの対応ではないかと推察されます。

そこで、教育委員会として教職員に対してどのように周知徹底を図られているかの2点をお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

内閣府のリーフレットはまだ活用しておりませんが、茨城県で作成している通常の学級における児童一人一人の教育的ニーズに応じた支援のための実践事例集や教職員向けのリーフレットを活用しておるところでございます。

今後、林議員からご紹介いただいたリーフレット等も活用していきたいと考えております。

現在、特別な配慮を要する児童生徒への対応については、先生方も保護者や関係機関と連携をとりながら、その子に1番適した対応について考え取り組んでおります。

その子の個性としてとらえ、一人一人の実態をしっかりと把握することが大切と考えております。

今はできない、困難かもしれない、また時間はかかるかもしれませんが、対応によって

変えられることを念頭に置いて、支援していくことが必要で、教育委員会では校長会、教頭会での管理職への働きかけ、特別支援学校の先生を講師にした情報交換会や研修会を実施し、先生方を支援してまいります。

また、特別な配慮を要する児童生徒が学習しやすいよう、気が散りやすい、集中できない場合には、必要な情報をわかりやすく提示したり、ICTを効果的に活用したりすることなど、ユニバーサルデザインの授業についても先生方と共通理解を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 1点目のリーフレットに関しては了解をいたしました。

また実際のものをご提示をいただきましたので、また後で拝見をさせていただけたらありがたいと存じます。

目で見て、聞いて、疑似体験等で実践をして、子供たちは柔軟に理解をしていくものと思われま。

2点目の質問の件ですけれども、教育委員会として現在の子供たちの現状に合わせて、教職員の皆様に指導されていることが理解できました。

先ほどの村長のお話の中にもありました、昨日、全議員で学校視察をさせていただきました。

○議長（沼崎光芳君） 傍聴者に申し上げます。

電源を切るようお願いいたします。

○11番（林 昌子君） 各学校が地域の方々とも交流をして、特色ある事業展開をしております。

一人一人に目が行き届くための小人数制や、教職員の加配によって児童生徒も集中して活発に授業に参加している様子を拝見してまいりました。

特別な配慮を要する児童生徒も教師との信頼関係のもと、落ちついて熱心に勉強されていきました。

近年は、家庭的問題や子供たちの精神面での多様化によって、教職員の仕事内容も複雑化しております。

その中で、ICTを駆使されながらも、わかりやすい楽しい授業を情熱を持って取り組まれている教職員の皆様に改めて敬意を表する次第でございます。

そこで村長にお尋ねをいたしますけれども、リーフの中で2枚目の右下なんですけれども、リーフの中で役所での姿勢が明記されております。

不当な差別的扱いはしてはいけません。

合理的配慮をしなければならないとございます。

ここの部分、庁舎に対しての特化した部分ではございますけれども、村長への質問といましては、村民に対して全体に対して差別の解消の推進への基本理念をお尋ねをさせ

ていただきます。

簡潔なる答弁を求めます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは林議員のですね、不当な差別的取り扱いという部分では、当然、行政では誰とも同じに等しく議員おっしゃるように共生社会という一つの観点から見れば、それは何人も同じサービスも受けられるし、そういう社会でなければ意味がないというふうに思います。

美浦の役場の中ではそういうことは、今までありえないというふうに思っております。

ぜひ、そういう事態が起きたときには職員の指導、そこをきちんとやってまいりますし、今までにそういうこと自体も、こちらにあがって来ていない。

また、特に今までの中ではどちらかというと、個人的な関係でクレーム的な方もおりましたけども、今は自分の生活が安定してくるとそうではないという部分があります。

障がいの部分では、そういう部分で今までなかったというふうに思っております。

保健福祉部のほうでもそういう対応は窓口でもきちとなさられてきているというふうに認識しております。

これからも同じように、そういうことはないように各課の中で申し合わせをきちとやって対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） はい、庁内においてもきちと対応していくという前向きな答弁をいただきまして、障がいというのは、日常生活するのに自分だけでは不都合があることを言うておりまして、一部介助をいただくことで快適な生活ができるわけでございます。

それは、日常の私たちでも同じことが言えます。

ですので、特別のことではないんですね、そういう特別なことではない当たり前、誰でもあり得ること。

ただ、支障を来してる部分を介助できる方がサポートすることで、快適な生活ができる。

これは、障がい者であろうが健常者であろうが同じ環境であると私は認識をしています。

そういう意味で差別するのではなく、個性として先ほど部長の答弁でもございました、本当に個性として受けとめて、お互いさまの温かい心で共生していく社会の実現が望ましいと考えております。

そのためには、心が育つ小学校、中学校時代の教育はとても影響を受けやすい時期ですので、とても重要な環境整備であると考えております。

村長にはその先頭に立った差別解消の環境整備をされますことをご期待を申し上げ、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中であります、暫時休憩といたします。

3時20分再開といたします。

午後3時08分休憩

---

午後3時21分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、椎名利夫君の一般質問を許します。

椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 9番、椎名です。

通告書に従い質問いたします。

最初に、学力向上対策についてお伺いします。

今年度、教育費予算に地域未来塾事業が計上されておりますが、その詳細をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 椎名利夫議員のご質問にお答えいたします。

地域未来塾事業についてお尋ねをいただきました。

教育委員会といたしましては、子供たち一人一人の意欲を伸ばし、学習を支援する機会を充実させることは、家庭の事情にかかわらず、誰もが努力すれば希望する進路への道を開くための環境を整えるため、とても大切で必要なものであると考えております。

このため、本年度、新たな取り組みといたしまして、美浦村地域未来塾事業を実施することといたしました。

これは、教員OBや塾講師など地域住民の協力によりまして、美浦村在住の中学生を対象に無料の学習塾を開塾するものであります。

美浦村の在住中学生を対象といたしまして、家庭の諸事情により家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない生徒への学習支援に重点を置きまして、地域と学校の連携、協働による学習支援を実施してまいります。

この取り組みによりまして、学習支援が必要な生徒の学習習慣の確立と、基礎学力の定着を図りたいと考えております。

実施いたします教科は、高校受験の重点科目でもあり、学習した結果が比較的反映されやすい、数学と英語を行うこととしておりますが、ほかの教科につきましても必要に応じ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

学習内容につきましては、通常の授業で学習している内容や、受験に向けての応用的内容を行うものであります。

実施時期及び時間についてでございますが、7月から3月の学期中については、毎週土曜日に13時から16時までといたしまして、8月の夏季休業中には、10日程度で14時から17

時の時間帯に行う予定であります。

実施場所につきましては、中央公民館の学習室で行うことといたしまして、学習室が予約などで使用できない場合には、みほふれあいプラザの研修室で行う予定であります。

募集定員は30名程度考えているところであります。

実施体制であります。教員OB、塾講師、教員免許の有資格者である学習支援員を2名から3名、大学生などの教育活動サポーターを2名から3名をそれぞれ毎回配置することといたしまして、学習の形態については自習形式で個別に指導する形式を考えております。

予算は、学習支援員教育活動サポーターの事業協力者に対する謝礼や消耗品費など、83万円ほどを計上しております。

それぞれ国、県、村が3分の1ずつを負担する補助事業であります。

このほか、美浦村地域未来塾事業の内容の充実を図るため、美浦村地域住民及び学校関係者との協議をする場といたしまして、美浦村地域未来塾運営協議会を設けることとしておりまして、協議会には、教育長、美浦中学校長、地域未来塾の学習支援員、教育活動サポーター、教育指導室長をメンバーとして地域未来塾の運営及び課題について検証をいたしますとともに、学習支援を中心といたします、効果的な家庭教育支援のための取り組みを行っていくと考えております。

この事業を実施することによりまして、子供たちの学習習慣の確立と、基礎学力の定着を図り、美浦村の子供たちが希望する進路へ進んでいけるよう支援してまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ご答弁ありがとうございます。

今の説明を聞いておりますと、塾の対象は中学生となっております。

高校受験がありますから、それは当然ですけど、基礎ができてない子には、内容を理解し、習得してもらうにはものすごいエネルギーが必要となります。

そこで、基礎を学ぶ小学生まで美浦村地域未来塾事業を拡大することは、考えているのかどうかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、美浦村地域未来塾事業の対象者を小学生にまで拡大することは、大切なことであると考えております。

しかしながら、地域未来塾事業は今年度から中学生を対象に始めるものでありまして、中学生を対象とした取り組みを軌道に乗せることに、まずは注力したいと考えております。

このため、小学生にまで対象拡大することにつきましては、大変重要なことではありま

すが、地域未来塾までの行き帰りの手段をどうするかなど、小学生を対象とした場合に生ずる、固有の事情も解決しなければならないため、将来的な課題として検討してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ありがとうございます。

最初はできることからやる。

実践第一で取り組んでいただきたいと思います。

村が小学生までの拡大を実施しないのなら、私たちがNPO法人を立ち上げ補習授業を行いますと、名乗りを上げているグループがおります。

そのときは、子供たちのためにできる限りの助成や協力を行ってほしいと思います。

そこで村長にお尋ねします。

NPO法人への情報提供や、経済的援助などが可能かどうかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 椎名議員のですね、今、未来塾の件については、教育長のほうから答弁をさせていただきました。

また、小学生の部分にもっていう話が議員の方から出ておりますけども、これについては、まずは、今年初めて中学生を未来塾の中でやっていこうと、それを支えてくれる支援員も今年していただけるという、大学生も含めてスタッフを組むということでございます。

議員がおっしゃるね、小学生の部分も教育長は、将来的にはそういうことも視野に入れて考えていくということでございますので、それについてはまた、今の未来塾がスムーズにいけば、次に、小学生のほうの支援の部分もありうるだろうというふうに思います。

議員もご承知のように、幼児の教育の部分も今年から始まったということはお存じだと思いますので、その辺の部分も含めていろんな取り組みを村としてもやっていこうということで、小学生だけが抜けてどうするのというかもしれませんけども、その辺のところでもやっていただけるNPO法人がある。

それについて情報提供とかという部分については、これは、学校全体を知るという意味じゃなくて、抽出された個人の部分になると、その情報提供というのはちょっと難しいかなというふうに思います。

今、県のほうでね生活困窮者の部分でという部分も、公に出さないで抽出をしているということで、募集にかけては名前まで全部出さないということでございます。

そういう意味から、小学生の部分で、そういう支援をしていただける方がいるということであれば、今回の未来塾のほうに参加をしてもらえることも踏まえて、考えていただければどうなのかなというふうに思っております。

それが未来塾のほうでスムーズにいけば、この後、小学生の範囲を広げて行けるという

ふうなことも考えられると思いますので、今年、こういうふうにも未来塾の中をスムーズに事業が展開をされるということをも、取り組んでいきたいというふうにも考えております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 先ほども申しましたけども、小学生が本当に基礎を習う訳です、中学生ではもうどちらかといえば応用して問題なり、計算なりするっていう時点ですので、やっぱり基礎をしっかりできてないと、なかなか実際開いても急な成長は望めないと私は思っております。

ですから、同時並行に小学生に教えてくれる塾とかがあれば、それを併用すればかなり学力も上がっていくんじゃないかなと思ひまして、先ほどの情報提供、個人情報は無理ですけど、その他の情報とか、経済的にある程度、例えば、予算措置なんかができるようになれば、いいかなと思ひて質問したわけです。

どうか前向きな方向で考えていただけないでしょうか。

村長もう一度お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは同時並行ということをも、中学生も小学生もという、確かに基礎は小学生の部分があるかもしれませんが、議員がおっしゃるように、中学生、夏休みにみほちゃん広場で去年もやったりしてきておりますけども、1番問題なのは高校に入る部分の、ちょっと学習支援が必要だという部分については、これほどやはり1番大変な部分なのかなというふうにも思ひますので、まず、これがスムーズに行くようであれば、議員おっしゃるように確かに基礎は小学生のときにしっかりと、教育の基本的な部分を、子供たちが学習しておけば、いろんな応用ができる部分があります。

ですから、そのNPOも含めて、今年、村が展開する未来塾の中の支援等も誰だからだめとか、これだからだめとかっていうのではなくて、今回もサポーター、大学生まで入れて、サポーター的にも支援をしていただこうかというところまで来ていて、まだ、正式に人員が把握された部分ではないというふうにも思ひますので、うまい指導方法を持った方が、その中にいるとすれば、まず、今回美浦村で未来塾をやるという中に参加をしていただくという部分を、ぜひ担っていただければいいんじゃないのかな。

それが、だんだん評判がね、みほちゃん広場みたいに評判がよくて、また、今年もやってください、来年もやってくださいよ、で、できれば、小学生の部分まで広げてくださっていうのは、拡大していけるだろうというふうにも思ひます。

まずは実績は、今まで何もしてないんで、その実績を作るためにも今回の未来塾を一つの起点として、小学生にも広がっていければいいのかなというふうにも思ひます。

まず、そういう部分を学習塾経営の方にも参加をしてもらうような部分もあるかと思ひますけども、ぜひ、そういう意欲がある方については、今回の村の事業にぜひ参加をしていただけるような部分をお願いしたいなというふうにも思ひます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 了解しましたっていうより、了解はしてないんですが、とにかく、まず、いろいろやってみないとわかりませんので、私も、中学生がどうなるか、その辺を期待して見て行きたいと思っております。

では、続きまして、訪問型家庭教育支援事業について詳細をお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

訪問型家庭教育支援事業についてお尋ねをいただきました。

家族形態の変化や経済的問題、地域社会におけます支援的なつながりの希薄化などによりまして、不登校、児童虐待、経済的困難など様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭があるなどで、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっているという現状にあります。

そこで、美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業と位置づけまして、地域の人材、保健福祉部局、県などと連携しまして、相談を待つのではなく、行政の側からこちらから家庭へ出向く形のいわゆるアウトリーチ型の訪問型支援を中心とした幅広い支援を行う家庭教育支援体制を構築いたしまして、家庭や子供も地域で支える取り組みを推進してまいります。

支援を実施する対象といたしましては、マタニティ教室に通う母親、4カ月児の乳児を持つ家庭、保護者及び教育関係機関からの支援を要望された家庭、そして、悩み抱えたり仕事が忙しいことなどによりまして、支援を必要としている保護者であります。

支援の形態としては、一定年齢層全てを対象としたいいわゆる帯型の支援と、主に小中学生の家庭を中心といたしまして、支援を必要とする家庭の戸別訪問による支援を考えております。

帯型の支援といたしましては、美浦村保健センターと連携しまして、マタニティ教室や4カ月児健診時に、保健センターに来庁する一つの年齢層全体を対象にかかわりを持つようにして支援を行います。

個別支援による支援については、小中学校や適応指導教室と連携しまして、支援を必要とされる家庭を訪問し、寄り添う形での支援を行います。

今後のスケジュールといたしましては、美浦村における家庭教育の支援の推進を図るため、美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業推進協議会を設置いたしまして、学校や関係団体などとの連携協力、家庭教育支援のニーズの把握、行政部局や関係機関、美浦村における家庭教育の課題について検証いたしまして、効果的な家庭教育支援のための取り組みの普及促進を行います。

全村的な取り組みとしての機運を醸成するため、協議会の結構メンバーといたしましては、教育長、各学校長、区長会長、PTA連絡協議会、民生委員児童委員評議会、青少年

相談員協議会などを予定しており、住民、学校教育、社会教育、福祉保健医療、子育て各分野の団体に幅広い参加をいただきまして、オール美浦村の姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

そして適応指導教室の指導員、子育て支援団体などに地域の人材から構成いたします家庭教育支援チームを設置いたしまして、家庭や学校保健センターなどを訪問して相談を対応や家庭教育に関する情報や学習費機会の提供を行いたいと考えております。

家庭教育支援チームの構成メンバーは、適応指導教室指導員、子育て支援団体などを予定しており、メンバーには、県で主催する養成講座を受講いただきまして、学校及び地域と連携し、家庭を訪問しての相談者に寄り添った形での支援を行って参りたいと考えております。

予算は、事業協力者に対する謝礼など、合計70万円を計上しております。

国、県、村、それぞれ3分の1ずつを負担する補助事業となっております。

このような家庭教育の支援は、村内における家庭環境が困難な家庭と子供たちの状況を、よりよい方向に導いていくために大切なものであると考えておりまして、県内でも、美浦村含めて、七つの市町村で実施される先駆的な取り組みであります。

教育委員会といたしましては、教育と福祉の両方の視点を持って、美浦村の家庭教育力の向上に取り組んでまいります。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ありがとうございます。

地域未来塾事業と訪問型家庭教育支援事業、どちらも美浦村の子供たちの学力向上のため、非常に重要な取り組みになると思います。

数年後には、美浦村は教育水準が高い住みよいまちだと認められますよう、学校、地域、そして、村が一体となり進んでほしいと思います。

願うならば、全国学力調査でどの学年も全ての教科で県平均を上回る成績が取れるようになる。

それが私の希望です。

以上お願いして、最初の質問を終わります。

次の質問に移ります。

役場周辺地区計画についてですが、第2工区の進め方と出店予定商業施設の見通しと現在の状況はどのようになっているかお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい。

ただいまのですね、ご質問にお答えを申し上げます。

まず、これまでの経過でございますが、村の総合計画や都市計画マスタープランなど、村の上位計画におきまして、公共機関や学校、公園などが集積する役場周辺地域は、商業

施設やサービス施設の立地誘導による、新たな商業施設や交流拠点を形成することを将来像に掲げております。

役場周辺地区地区計画は、その実現を図るため、目的に沿った建物立地が可能となる土地利用規制とすべく行った施策であり、都市計画決定を平成27年5月にさせていただいております。

その後、村ではこの地域の道路、水道、下水道などのインフラ整備を重点的に進め、商業施設などの新進出しやすい環境を整え促してきました。

さらに、人と自然が輝くまち美浦村再生計画を作成し、美浦村の小さな拠点づくりをテーマに具体的な事業を盛り込みました。

本年3月にオープンしました地域交流館みほふれ愛プラザは、これらのシンボル、先導的役割も担い、ほぼ同時に出店しました民間店舗と相乗効果を図りながら、活性化を図っていくものであります。

それで、議員ご指摘のように、地域交流館を核としまして、周辺地域への波及をもたらし、さらなる村民の利便性の向上と、村外から多くの方を迎え入れ、村の魅力を発信するなど、地域のにぎわい、活性化につなげるため、地域交流地区の2工区における商業、サービス施設等の立地誘導を推進しているところでございます。

国道125号バイパスの延伸の具体化が見込まれることから、その立地条件を生かし、幾つかの民間店舗から問い合わせが寄せられております。

民有地であること、出店に向けての条件などから、地権者の皆様と業者間で現在協議中でございますが、地域発展のためには、民間活力は大変重要でありますことから、村といたしましても可能な範囲で、これに伴う環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、役場周辺地区地区計画のほかの区域や大谷周辺地区につきましても、住宅や事務所、店舗など徐々に立地しつつあります。

良好な集落環境の維持と発展に向けて、さらに、住宅や業務施設が立地しやすい環境を整えるよう努めていきたいと考えておるところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ご答弁ありがとうございました。

幾つかの問い合わせが来ているということを知りまして、安心いたしました。

決定しないうちはオープンにはできないと思いますが、次の店舗によっては、集客状況がまるっきり変わってしまうと思います。

小さな拠点づくりを成功させるためにも、村の整備計画に基づきまして、的確な立地誘導をお願いしてこの質問を終わりたいと思います。

最後の質問に移ります。

県道阿見稲敷線の道路拡幅工事について質問します。

通学の安全を確保するための歩道の設置、そして、騒音と住宅への振動軽減のため、早急に拡幅工事をするよう村や竜ヶ崎工事事務所に何度も依頼しておりますが、その後の状況についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、椎名議員のご質問の県道阿見稲敷線の道路の件につきましてお答えを申し上げます。

上下水道課では、平成22年度より土屋地区の下水道整備を進めてまいりました。

県道阿見稲敷線は、交差点側のガソリンスタンドからセブンイレブンまでの約600メートルの区間におきましては、もともと道路の舗装が悪い中に、下水道工事により設置しましたマンホール及び各家庭への取り出し後により段差が生じまして、振動が発生しているという状況でございます。

下水道工事も、一つのですよね要因であるわけでありましてけれども、そもそも道路の経年劣化によるということも大きな要因となっております。

このようなことから、道路の管理者であります茨城県竜ヶ崎工事事務所に早期全面改修のお願いに伺いましたところ、竜ヶ崎工事事務所もこの場所の舗装の状況が悪いということは把握していますよということで、修繕工事は行っていただけるというような返事をいただいているところでございます。

ただし、この区間は道路の拡幅工事を行っており、平成28年度には交差点の工事が完了したところでございます。

この先、セブンイレブンまでは用地の未買収が諸事情により3件ほどあり、用地買収完了後に歩道拡幅と合わせ全面復旧を考えているとのことで、単独での修繕工事は申しわけございませんができませんよというような回答をいただいております。

また、修繕工事につきましては、予算の関係もございますので、時期についても答えられませんというような回答でございました。

椎名議員におかれましては直接ですね、竜ヶ崎工事事務所に出向かれ要望されていると伺っております。

村としましても、竜ヶ崎工事事務所に強く要望を続け、早期の修繕ができるようお願いしてまいりたいと考えておりますが、椎名議員におかれましては、用地買収がですね円滑に進みますようにご尽力いただければ、早期実現につながるかなと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ありがとうございます。

答弁にもありましたが、先月も竜ヶ崎工事事務所に早く工事をするよう交渉に行ってきました。

そして、未買収の3件については、私も何度か尋ねましていろんなことを伺っておりますが、用地課の提示額とちょっと買収額が合わないということで、納得できませんということの話です。

そうなる、私には手の出しようがありません。

しかし、この3件は交差点の先5、60メートルのところに固まってありまして、その先、500メートルぐらいは用地買収も立ち退きも済んでおります。

その区間を先に拡幅工事を始めてくださいと頼んだわけですが、現状においては、用地買収が完了しないと工事予算の確保が難しいとのことでした。

これからも機会があるたびに、拡幅工事または修繕の早期着工をお願いしたいと思いますが、村のほうでも、私たちの先頭に立ち、努力してくださいますようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（中島 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時54分散会

平成 29 年第 2 回  
美浦村議会定例会会議録 第 3 号

平成 29 年 6 月 16 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 美浦村学校教育振興基金条例
- 議案第 9 号 美浦村収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第 1 号 「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願
- 請願第 2 号 「運転開始から 40 年を超えた東海第 2 発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書」の提出を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第 1 号 「共謀罪」に反対する意見書
- 発議第 2 号 運転開始から 40 年を超えた東海第 2 発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書

平成 29 年第 2 回  
美浦村議会定例会会議録 第 3 号

平成 29 年 6 月 16 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 美浦村学校教育振興基金条例
- 議案第 9 号 美浦村収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算 (第 1 号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第 1 号 「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願
- 請願第 2 号 「運転開始から 40 年を超えた東海第 2 発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書」の提出を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第 1 号 「共謀罪」に反対する意見書
- 発議第 2 号 運転開始から 40 年を超えた東海第 2 発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	秦 野 一 男 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	吉 田 正 己 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	糸 賀 育 代 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
学 校 教 育 課 長	菅 野 眞 照 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君
幼 稚 園 長	鈴 木 美 智 子 君
大 谷 保 育 所 長	小 崎 佐 智 子 君
木 原 保 育 所 長	沼 崎 公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書	記 木 村 弘 子
書	記 糸 賀 一 志

---

午前10時03分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから平成29年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに、議事に入ります。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 議案第4号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第5号 美浦村公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

- 
- 議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第6号 美浦村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
討論に入ります。  
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

- 
- 議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第7号 美浦村通学交通基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第8号 美浦村学校教育振興基金条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第9号 美浦村収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第10号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第11号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第12号 美浦村地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第13号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第14号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論にあります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 議案書66ページ、款・総務費、項・総務管理費、目・企画費、節・委託料の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用に向けた、住民ニーズ検証業務委託料、金額590万8,000円について質問します。

この住民ニーズ検証業務委託というのはわかりやすく言えば、取得した東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用に向け、その活用策について住民の意見、意向を集めるためのアンケート調査を業務委託するものと解釈します。

1点目、委託業務とする理由について伺います。

昨年9月議会定例会の決算審査意見書で監査委員からは、自前でできるものは業務委託しないで経費を節減すべきとの指摘がありました。

今回の業務委託については、業務委託のほうが経費節減になるとの判断からなされるものなのか。

2点目、住民アンケートの形式についてお聞きします。

活用策について、企業参入型を含めた開発行為、農村公園、レジャー関連施設についてです。

芸術文化的な施設、福祉関連施設、教育関連施設、宿泊可能な観光施設、あるいは企業への売却など、それらを選択式で意見を募るものなのか。

または選択項目を設けず、自由意見を記入してもらうものなのか。

どのような形式によるアンケート調査なのか。

3点目、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用に向けたスケジュールについて、アンケート調査を実施し、それらの結果を集計した後、その結果に基づいて、いつの時点で大まかな活用策の方向性を決定するのか、それとも、アンケート調査は、スケジュールに基づくものではなく、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用策の検討の一つの手段として実施するものであって、今後のスケジュールを設定したという前提ではないということでしょうか。

以上、3点について質問します。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは岡沢議員の質問にお答えいたします。

まず1点目、業務委託とする理由でございますが、この東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の活用につきましては、村民はもとより、広く、広域、他市町村の方も含めた美浦村の交流拠点、あるいは、観光拠点となるような施設と考えております。

これまでにない特殊な事業になりますので、役場職員だけの知識ではなく、コンサルタントも含めた幅広い意見、コンサルタントのいろんなノウハウ持っていますので、そういったものを取り入れて分析等を進めていきたいと考えております。

今回は経費が掛かりますけれども、将来的に、施設の活用についてはいろんな経費がかかってくると思われまます。

それについても将来的には、こういうものをやったことによって、今回のアンケート、あるいは懇談会等が生きてくるものと考えております。

それから2点目の住民アンケートの形式でございますけれども、詳細についてはこれからは考えていくものですが、跡地の歴史的な経緯、あるいは、今後の活用の可能性等を回答する方が答えやすいように、あるいは、回答しやすいように、岡沢議員が言うように選択肢も当然入れて、あとは、広く自由な意見も書いていただけるような、選択肢と意見の記述というものを両方併用したようなアンケートを現在考えております。

それから、3点目のスケジュールでございますが、アンケートの結果をもとに、これで事業決めますということではなくて、今後の活用方策の一つの手段として、アンケートを実施したいと考えております。

結果については、議会にも説明し、一緒に検討をしていただければと考えており

ます。

以上、回答になります。

よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいまの答弁を私なりに解釈しますと、1点目の質問に関しては、自前でやるよりも、業務委託したほうが、経費は高くなる。

ただ、自前でやるよりもコンサルに委託して、幅広くやったほうが効果があるという答弁と解釈します。

2点目の住民のアンケートについては、まだ決まっていないということですが、やはり、活用策については、議会としても、非常に関心があることですから、それも含めてコンサルと相談してアンケートを実施するのではなく、事前に議会にもどのようなアンケートをするのか示していただきたいと思います。

そして3点目のスケジュールに関しては、アンケート調査は、スケジュールとかを設定したものではなく、一つの検討手段として実施するということでしたけれども、1点目の業務委託とするところにより効果的に経費はかかるけれども後に、それが反映されるように、それを反映させるためには、アンケートの分析結果に基づく活用策にならなくてはならないのであって、やったのはいいけれども、活用策はまた別に検討するというのでは何の意味もなく、590万8,000万円かけたのが無駄になってしまうということになるから、連動して何らかの検討策をすぐに立ち上げることが私は必要だと思います。

さらには、業務委託については、ことし3月の定例会予算審査委員会でも指摘させていただきましたが、活用方法が決まらない。

方向性が見出せない中で年間約200万円の維持管理がかかっている。

さらに、本定例会の補正予算で後に質問しますが、ほかにも外周門扉改修工事94万円。

それだけ年間の維持費をかけていながら、活用策がなかなか決まらないというのは、私はおかしいと思いますので、なるべく早くその作業を進めていただきたいことを指摘させていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 答弁はよろしいですか。

岡田 守 総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問でございますが、まずその方向性を決める上で、委託に全部に回すというのはどういうことかという話だと思っておりますけれども、これについてましてですね、私どももできる部分については、我々の手でやっていくと、集計等は、なかなか我々が勝手にそれを集計できるっていうものではないので、そういう部分に予算のほうを回していきたいなという形で考えてございます。

続いての2点目でございます。

アンケートに関して、こちらでそのアンケートを勝手につくってですね、それをアンケ

ートにすぐ回すというような話ではなくてですね、議会のほうにも、きちんと全協のほうでですね、その案を、まず提示をさせていただいて、内容をよく検討していただくと。

それからですね、アンケートの実施をしたいというような形で考えてございます。

3点目でございます。

アンケートの集計、結果は十分に参考にさせていただくというようなことで、それと、隣接地区の対象者という形ですね対象とした懇談会、そういうもので収集したご意見を基にですね、何パターンか議会のほうに提示をさせていただいて、議会のご意見をちょうだいしながらですね、なかなかすぐにですね、それを実行に移すというのも、予算の関係で難しいと思いますので、それをですね、十分に検討しながら、次の活用に回していきたいなというような形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 別の質問をさせていただきます。

議案書の66ページ、款・総務費、項・総務管理費、目・財産管理費、節・工事請負費、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費・工事請負費、維持補修工事、外周門扉改修工事費について質問します。

改修される門扉そのものの構造についてお聞きします。

跡地内草刈り後の草の運搬、樹木の伐採後の枝等の運搬、さらには将来、現存する構造物の解体撤去を見越した大型工事車両の出入りを可能とするための工事と考えますが、改修される門扉の構造はどのようなものでしょうか。

金網形状なのか、コンクリート式なのか、いわゆる2枚ドア式の開閉式なのか、スライド式なのか。

さらに、工事請負費、94万円の金額の根拠について説明を求めます。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

門扉の材質でございますけれども、亜鉛メッキの金属格子フェンス、いわゆる縦横の網のフェンスなります。

両開き片側2メートルで、建物から見て内開きとなります。

それから、門状、横にスライドさせて鍵がかかるような状況でございます。

高さが2メートルということでございます。

現在、約2メートルのものがありませんけれども、先ほど岡沢議員が言ったように、トラック・重機等が入れないので、約倍の4メートルにする予定でございます。

それから工事費の根拠でございますけれども、これは業者からの参考見積もりを徴しております。

現在、先ほど言った約2メートルの門扉がありますので、その撤去に5万5,000円程度、

新しい門扉の製品等取り付け、これが、大体47万円程度、フェンスの入り口ですね、道路がありますけれども、道路の縁石の撤去、あるいはアスファルトの工事等で大体20万円程度と仮設工事、諸経費等をあわせて合計で94万円ということで見積もりをいただいております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 請願第1号 「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

総務常任委員会請願審査報告書について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 下村 宏君。

○総務常任委員長（下村 宏君） 請願第1号 「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会は本定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、6月7日水曜日午前10時より委員会を開催いたしました。

共謀罪とは、政府呼称ではテロ等準備罪であります。

この請願書は、提出者、美浦村平和の会代表井上勉。

紹介議員は岡沢清議員です。

紹介議員の岡沢議員より、請願の趣旨説明の後、審査を行いました。

委員からは、対象犯罪の277項目を多くの国民が理解をしていない。

担当する法務大臣からも、法案の十分な説明がなされていない。

表現の自由や人権侵害等のおそれも考えられ、時期尚早との意見が出され、採決の結果、「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願に対し、総務常任委員会としては採択することに決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの上程されました請願第1号に対しての反対討論を述べさせていただきます。

そこで、議長をお願い申し上げます。

反対討論するに当たり資料を提出したいと願っておりますので、許可をお願いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） はい、許可いたします。

○11番（林 昌子君） はい、よろしくお願いいたします。

〔資料配付〕

○11番（林 昌子君） はい、事務局配付ありがとうございました。

反対の趣旨説明は、2点に分けて説明をさせていただきます。

一つ目は、テロなど組織的な重大犯罪を防止するため、それを計画し準備した段階で処罰できるようにするテロ等準備罪の新設を目指す改正組織犯罪処罰法が15日、参議院本会議で成立をいたしました。

本請願事項であります、意見書提出は値しないためという部分と、さらには、請願趣旨の内容に誤認があるため反対をさせていただきます。

請願趣旨の文言の中で、1行目、実際の犯罪行為がなくても、話し合いや相談、計画をただけで犯罪とみなす「共謀罪」を創設しようとしているという文言のところの説明に、資料1をご覧くださいませ。

このように、過去の提出をされてきた共謀罪の法案と今回、テロ等準備罪の法案ではこのような違いがございます。

まずは、適用対象も団体の活動ということで、今まではいろんな諸団体、縛りがございませんでしたので、サークル活動であったり、デモ行進とか何かそういうようなところでも適用になったり、一般人にも被害をこうむるような内容でありましたけれども、きちん

とテロ等準備罪のほうでは、テロリズム集団その他の組織ということで明確に枠組みを変えてございます。

犯罪集団の活動ということで明記、ここの活動に特化をした犯罪に対して適用されるということで、明確に文言にうたってございます。

また、犯罪の合意も今までは共謀ということで適用されておりましたけれども、今回は計画した段階での適用ということです。

また、対象犯罪もこのように違っておりますけれども、合意の推進行為のところでは、今までの共謀罪法案では規定はなかったのですけれども、今回の法案では、少なくとも1人により資金または物品の手配、関係場所の下見などの準備行為が行われたときと構成要件を明確に示しております。

ということで、思想や内心を処罰しようという大原則を根本からひっくり返すものという文言は当たらないと認識をいたします。

また、9行目、共謀罪によって捜査機関による市民生活全体への監視・盗聴が横行するというような、文言がございますけれども、これは、テロ等準備罪の犯罪主体はテロ組織、暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団等といった組織的犯罪集団に限定されています。

組織的犯罪集団とは、犯罪を目的とした団体であり、民間団体や労働組合を含め一般の人は捜査対象になりません。

一部に警察の捜査が広がり監視社会になるとの批判がございます。

そのために、実際にそれを行った場合に、どれだけのマンパワーとコストがかかるのかということを実際的に考えてみても、余りにも非現実であり、これは不安をあおるとしか言いようがないマスコミの誘導での皆様に不安をあおっていることであると認識をさせていただきます。

資料2をごらんください。

共謀罪の創設は過去3回にわたってということでございますけれども、きちっとですね、このように、明確にテロの実行、薬物、人身に関する搾取とか、その他資金源、明確に明記していますので、このような人たちを取り締まるということで明記してございますので、一般の本当の一般の主婦だとか、子供たちとか、一般の会社員とか、そういうところには値しないということをぜひご安心いただきたいと思います。

次に、3番目ですけれども、重複いたしますけれども、つまり組織的犯罪集団がテロなどを具体的、現実的に計画したり、準備行為をした段階で初めてテロ等準備罪の嫌疑が承知できますので、逮捕など強制捜査の対象となります。

また、対象犯罪も676から277に決定されました。

それは反対の種類をきちっと細分化したことで、このように減らしています。

TOC条約を締結して、日本をテロ対策の穴にしないためにもこの法案が必要で、このたび可決をさせていただいてる経緯がございます。

最後のほうに、以上述べましたことからというところの3行目、現代版治安維持法というべきであるということですが、この部分に関しては皆様マスコミの報道ではなく、条文をしっかりと読んで良識ある判断をしていただきたいと願うものでございます。

テロ等準備罪を新設する理由は、テロなどの組織的犯罪を未然に防ぐためのものであり、皆様に縛って取り締まるためのものではございません。

今までは縛りがなくていろんな方に、被害をこうむっていたものをこうやって、一部の特化した条文に変えて、皆様に被害がいかないように歯止めをかけた法案が今回の法案でございます。

よく皆様ご存じのとおり、2019年にラグビーワールドカップや翌2020年に東京五輪パラリンピックが開催されます。

こうした国際大会は世界中から注目が集まる上で、多くの外国人が日本を訪れるのでテロの脅威も高まっております。

世界各地でテロ事件が頻発する中、対策は喫緊の課題でございます。

テロの未然防止には情報交換や捜査協力など、国際社会との連携が必要であります。

このため政府は、既に187カ国地域が締結している国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の早期締結を目指してこのたび動いていたわけでございます。

条約は重大な犯罪の合意、またはテロ組織など犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪とするよう求めており、日本が同条約を締結するには、テロ等準備罪法案の成立が不可欠であります。

日本はこれまで国際社会から繰り返し同条約を締結するよう要請や指摘を受けてまいりました。

これは日本の信頼が問われる問題であり、深刻な受けとめが必要であります。

公明党の山口那津男代表が、過日ですね、アラブ諸国15カ国の駐日大使と懇談した際にもですね、国際社会が締結してテロに立ち向かうとするこの流れの中で、どうして法律に反対する意見があるのか理解できないという声が寄せられました。

確かに先ほどは、住民に理解がされてない、国民に理解されていないというところは、認識するわけです。

ですので、もっともっと、国がですね、皆様に本当に理解されるような説明責任を負うべきであることは、私自身も、かねがね思いますが、ただ報道がきちっと審議をしている場面はとらず、その反対をしている部分のね、その一部のところを報道しているということも現実あるわけでございます。

その部分を加味をして皆さんでしっかりと、この法案に対しての理解を深めていただけたらと思い、討論をさせていただいております。

もしもですね、締約国になっていないのは、先進国の中で、G7の中で日本だけでございます。

国連加盟国でも11カ国のみが加盟していないということで、先進国である日本としてはきちっと国の安全、諸外国から来た方も本当に安心して日本で過ごしたり、観光したり、生活したりできるような体制が整わなければ、世界から信頼される日本にはならないと思います。

この法案がもし、通らない場合にはですね、もしも、日本でテロを行う準備を海外で行っていた場合、日本がT O C条約に加盟していなければ海外からその情報は教えてもらえないということが現実起こるわけです。

ですので、皆様今回ですね、2者選択だと思います。

国際社会から取り残されるのか、国際社会の一員として信用されているのか、いくのか、その2者選択どちら望むでしょうか皆さん。

坂口警察庁長官がインタビューで我が国のテロを含む組織犯罪対策上、意義があるものと認識していると、きちっと当事者は認識をしております。

ですので、いろんな報道に惑わされることなく、良識ある、条文をしっかりと見ていただいて、理解をしていただき、この法案が国民を守る法案にしっかりと訂正をされて上程をされた法案であるということを認識していただきたいと思っております。

あと、テロ等準備罪の嫌疑は組織的犯罪集団がテロなどを具体的、現実的に計画をし、準備行為を実施した段階で初めて生じ捜査の対象となります。

現実、準備行為がなければ、単に、あの組織は怪しいとか、上司を殴ってやれとかいうその文言を発したことで、取り締まるという強制捜査されるということは、一切ございませんので、その部分は安心していただきたいと思えます。

政府もテロ等準備罪の捜査も他の犯罪捜査と同様、捜査機関が犯罪の嫌疑があると認められた場合に、初めて捜査を開始するというところでございます。

さらに、捜査のきっかけをつかむための常時監視も明確に指定をされております。

最終的には裁判になったときに、きちっと裁判所でも監視をし、行き過ぎた捜査のないように、きちっと指導していただく体制は万全でございます。

どうぞこの点を安心していただき、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とすることです。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 請願第2号 運転開始から40年を超えた東海第2発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

経済建設常任委員会審査請願審査報告書について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長 椎名利夫君。

○経済建設常任委員長（椎名利夫君） それでは、第2回議会定例会において付託されました請願第2号 運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長行わず、廃炉にすることを求める意見書の提出を求める請願について、その結果をご報告申し上げます。

当経済建設常任委員会は、6月8日午前10時より委員会を開催させていただきました。

東海第2原発の廃炉に関しましては、平成24年第2回臨時会において、東海第2原発の廃炉を求める意見書について、可決され、関係機関に送付されており、今回提出された請願書の趣旨内容についても、賛同できるとの意見が出されました。

採決の結果、請願第2号 運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書の提出を求める請願につきましては、採択することに決定しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

ここで会議の途中でございますが、暫時休憩といたします。  
自席で休憩願います。

午前10時48分休憩

---

午前10時55分再開

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、発議第1号及び発議第2号の意見書2件が提出をされました。

これを日程に追加し直ちに議題としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号の2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程を配付いたさせます。

事務局。

〔追加議案配付〕

---

○議長（沼崎光芳君） 追加日程第1 発議第1号 共謀罪に反対する意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 先ほどは、「『共謀罪』創設に反対する意見書」の提出を求める請願について、採択されましたことに対しまして、敬意を表する次第であります。

今国会で改正組織犯罪処罰法が可決したため、請願採択での意見書案を提出することができないことから、改めて意見書を提出するものでございます。

犯罪を計画段階で処罰する共謀罪の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法、いわゆる共謀罪に反対する意見書であります。

意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

はい。

小泉輝忠君。

○12番（小泉輝忠君） それでは、反対の討論をさせていただきます。

テロ等準備罪は、組織的犯罪集団が関与する一定の重大な犯罪の計画行為に加えて、実行準備行為が行われた場合に限って成立するものであります。

話し合いや相談だけで犯罪とみなすものでありません。

このような計画行為及び実行準備行為というものを行ったことを処罰するものであって、思想や内心を処罰するものでありません。

捜査についても他の犯罪の場合と同様、刑事訴訟法の規定に従い必要かつ適正な捜査を行うこととなっております。

創設することで市民生活への監視・盗聴が横行するということを指摘されましたが、理由がないと思います。

以上のことを考えれば、私は今の時点で意見書を提出する必要はないと、提出することに反対します。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ておりますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 追加日程第2 発議第2号 運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 先ほどは「運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わず、廃炉にすることを求める意見書」の提出を求める請願について、採択されましたことに対しまして敬意を表します。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま、事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長からの閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成29年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時11分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 松村広志

署名議員 竹部澄雄

署名議員 葉梨公一